著作権特別委員会
著作権ワーキング・グループ

平成８年度報告

平成９年６月

国立大学図書館協議会

著作権特別委員会著作権ワーキング・グループ

目　　次

１．要約と提言・・・１
　１）要約・・・１
　２）提言・・・１
２．平成８年度の動き・・・３
　１）著作権法改正事項の検討・・・３
　２）大学図書館における複写の実態・・・４
　３）日本複写権センターとの懇談会・・・５
　４）ＷＩＰＯ新条約議長案に関する照会・・・６
　５）国大協における著作権の問題の扱い・・・７
　６）著作権法の改正・・・７
３．図書館における著作権の諸問題・・・８
　１）コイン式複写機等による複写・・・８
　２）ＩＬＬの複写・・・８
　３）有線送信権・・・８
　４）文献の電子化・・・９
４．図書館と著作権に関する国際的動向・・・１０
　１）電子環境下の著作権問題に関するＩＦＬＡの動向・・・１０
　２）欧州におけるマルチメディア関連著作権法の最新の動向・・・１２
５．結論・・・１６
　１）著作権法・・・１６
　２）権利処理・・・１６
６．平成８年度著作権特別委員会ワーキング・グループの活動・・・１７
　１）特別委員会の活動経過・・・１７
　２）著作権ワーキンググループの活動経過・・・１７
　３）著作権特別委員会著作権ワーキンググループ委員名簿・・・１７
７．参考資料・・・１９

１．要約と提言

１）要約

インターネットに代表されるネットワーク技術や、印刷物のデジタル化技術の進展は、大学図書館に、地域的格差や時間的制約から自由な学術情報の提供手段を与えつつある。さらに大学図書館は、永年蓄積した文献資料の電子化を行うことによって、より確実かつ効率よく、それらを後世に継承し活用する手段を手にしたといえる。

いうまでもなく、大学図書館は、学術情報の生産と再生産というサイクルをスムーズに回転させる責任を負っており、またそのために、学術情報を将来の生産に資する形態で保存するという、学術文化の継承に対しても大きな責任を負っている。大学図書館は、これらの責任を、学問の公平と自由を図りながら効果的に果たしていくため、前述のネットワークやディジタル化技術を駆使しようとするものである。

情報流通に関わる技術の進展は急であり、それに伴って著作権法が保護しなければならない権利の種類も権利の所在も、多様になる一方である。そのようななか、学術情報の生産者や、その流通を図る人たちの権利を、ないがしろにすることがあってはならないのは当然である。このことに心を留めながら、いっぽうで大学図書館は、学術情報に対して負っている自らの責務を強く主張していく必要がある。そのなかで、大学図書館の著作権法におけるそのあり方についても、自ずから明らかになるものと考えられる。

２）提言

大学図書館は、学術文献・学術情報を後世に伝えるため、それらを保存・蓄積し、時代時代にあったやり方で、それらの文献／情報の閲覧・開示に応じなければならない義務がある。そのために著作権法第３１条は、「図書館資料の保存のため必要がある場合」、資料の複製を認めている。当然のことながら、保存のための資料の電子化もまた、この複製にあたる。

大学図書館は、学術的著作の生産活動のために、また学術情報の生産者の再生産となる教育活動のために、保存された文献／情報を、できるだけ速やかにその手元に提供することが求められている。多くの場合、著作権は文献／情報の単なる閲覧だけではなく、それらの一部分の複写物を手元に暫く置くことを求める（多くの場合、ある研究とその著作が完成するまで)。ここに資料の複写提供の問題が発生する。著作権法第３１条は、このような学術研究の生産者（著作者）を支援するための複写提供について、著作者自身の権利の制限をおこなっている。

大学図書館は、電子化時代の情報提供についても、同じように考えられるべきだと主張している。すなわち、複写物の配布に係わる有線送信についても、著作権法第３１条と同趣旨の権利制限の規定を、同法に盛り込む必要性、あるいは同法の施行運用にあたって、有線送信権に対して著作権法第３１条の趣旨を活かすべきであると主張している。

以上、電子図書館的機能の充実に関わる著作権上の問題に関して、大学図書館の立場を明確に関係方面に周知する必要がある。ワーキング・グループは、次の２点が差し当たっ

て必要な事項と考える。
ａ）ネットワーク時代の著作権の審議においても、大学図書館の使命と役割を十分理解していただくよう要望すること。
ｂ）ネットワーク時代においても、大学図書館がその責務を従前どおり果たせるよう、有線送信権の権利制限につき、著作権法に明記するよう要望すること。

２．平成８年度の動き

１）著作権法改正事項の検討

平成８年５月１４日付標記の照会が文化庁文化部著作権課からあり、特別委員会ワーキング・グループで回答案を検討した。

文化庁からの照会事項は、次の５点である。

1）著作隣接権の遡及について

趣旨：著作隣接権は、現行法施行時以後の実演等から保護するとする規定（不遡及）を、著作隣接権の保護期間である５０年前まで遡って保護するとする改正。

2）罰則規定の整備について

趣旨：１）権利者の損害額の立証を容易にするための、損害立証書類提出命令に係わる規定の導入、２）著作権侵害の罰金額の上限を１００万円から、３００万円又は５００万円に引き上げる改正。

3）写真の保護期間の延長について

趣旨：保護期間について、現行の公表後５０年間から、他の著作物と同様に著作者の死後５０年間とする改正。

4）著作権の保護期間の延長について

趣旨：著作権の保護期間を５０年間から７０年間に延長する改正。

5）録音物の再生演奏について

趣旨：著作権法附則第１４条で規定している権利制限を削除し、録音物の再生について、あまねく著作権者の演奏権が働くこととする改正。

審議では、１、２、３、５については、概ねやむなしということとなった。４については、図書館活動にさらに枠をはめるものとして、反対を明記する必要があるとの意見があったが、５０年間がよく７０年間が不当である明確な根拠を示すことは難しいということもあり、明確な反対を表明することとはならなかった。

この改正に関する照会に対しては、大学図書館の立場を表明するという点から、以下の意見を付して回答を行った。

回答

１．照会のありました各事項につきまして、特段の意見はありません。

２．今回の改正検討事項全般に関する意見。

１）大学図書館は、学術研究・教育に資するため、個人では保有しえない多種多様、かつ大量の図書等を蔵書とし、それを研究者・学生をはじめ一般市民の生涯学習に広く提供することにより、学術文献、学術情報の拡大再生産に寄与する使命を負っております。このことは、大学図書館がその機能を十分果たすことで、著作物の生産・流通に大きく寄与しているといえます。加えて近年、大学図書館の果たすべき機能やサービスの在り方が、著しく多様化している実状を十分認識していただき、著作権の法制上の拡大が図書館の機能を阻害せず、大学図書館と著作権者の両立ができるよう、特段の配慮をしていただきま

すようお願い致します。

２）著作権法で規定される権利が、多種多岐にわたってきており、したがって権利者の範囲も多種多岐にわたるため、著作物を利用する立場としては、利用の許諾を得る際に困難を来すことがあり、許諾条件や方式の整備等について行政上の何らかの配慮をお願い致します。

２）大学図書館における複写の実態

平成８年７月１１日付文書で、文化庁文化部著作権課から学術国際局学術情報課あてに、大学図書館における複写の実態等について照会があり、回答案について学術情報課大学図書館係から著作権ワーキング・グループに照会があった。

照会事項は次の３点である。

1) 「平成７年度大学図書館実態調査結果報告」の「図書館間相互協力」の実態について。

2) 同報告の「文献複写の依頼」が行われた実態について。

3) 学術情報センターのＩＬＬシステムおよび外国雑誌センターにおいて行われている「図書館間相互協力」の実態について。

ワーキング・グループで回答案について検討し、以下の回答案を作成して大学図書館係に送付した。

（事項）１.「平成７年度 大学図書館実態調査 結果報告」によると、「図書館間相互協力」による「文献複写の受付」が、国内の大学図書館から８３万８千件、国内のその他から２７万８千件、国外から１万３千件あったとされていますが、その実態に関し、以下の点について御教示いただくよう、よろしくお願いします。

（照会）（１）依頼してくる主体は誰か。どのように依頼があるのか。共通閲覧証を有した来館者か。手紙・電話・ＦＡＸ等により、図書館職員が依頼してくるのか、又は、研究者が依頼してくるのか。

（回答）依頼してくる主体は、図書館の利用者（国公私立の大学の学生、教官・教員）。
依頼の方法は、NACSIS-ILL システム、および所定の書式による郵送。

（照会）（２）来館者による、あるいは手紙・電話・ＦＡＸ等による依頼に対してどのように当該コピーを交付しているのか。

（回答）当該大学に対して郵送し、当該大学は利用者に対し、手渡しで交付する。

（照会）（３）依頼を受けそのコピーを提供した文献はどのようなものなのか。学術論文だけか。書籍・雑誌等、図書館が有する文献すべてにわたるのか。

（回答）大部分は学術論文。

（照会）（４）特に、著作権者から複製の許諾を得ている文献はあるか。

（回答）ある（学位論文）

（事項）２．また、他の大学図書館、その他に対して、８２万件の「文献複写の依頼」を行ったとされていますが、どのような文献の複写依頼を行っているのか御教示願います。

（照会）（１）絶版となった単行本、発行後長期間経過した定期刊行物などで、古本屋で

も購入できないもの以外の、例えば、高価なため購入できないもの、外国論文で入手に時間がかかるものの複写依頼を行っているか。
（回答）大部分は、発行後長期間経過した定期刊行物掲載の論文
（事項）３．なお、次の点についても併せて御教示願います。
（照会）（１）学術情報センターが運用するＩＬＬシステム（図書館間相互貸借サービス）における「文献複写の依頼及び受付」とは、どのようなことを行っているのか。このサービスと、上記「図書館間相互協力」とは、どのように連動しているのか。
（回答）文献複写の依頼は、学術情報センター提供の目録所在データベースを検索して所蔵を確認し、所蔵図書館に対してＩＬＬシステムを通じて依頼を転送する。
文献複写の受付は、ＩＬＬシステムを通じて転送された依頼に該当する文献の所蔵を確認し、著作権審査を行い、複写の後、依頼を行った大学図書館に転送する。
図書館間相互協力の依頼・受付を迅速かつ簡略に処理するため、学術情報センターのＩＬＬシステムを用いている。
（照会）（２）外国雑誌センターは、特定の大学附属図書館であることから、同様に「図書館間相互協力」を実施していると思われるが、そこにおける「文献複写の受付」、「文献複写の依頼」については、１の数字に含まれているのか、あるいは別に集計されているのか。
（回答）含まれている。
（照会）なお、特に外国の著作権者から複製の許諾を得ている文献はあるか。
（回答）ない。

３）日本複写権センターとの懇談会

平成８年７月１５日（月）、国公私立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの懇談会が開催され、著作権ワーキング・グループから４名の委員が出席した。そこでの主な議題は、次の二点であった。
1）著作権法３１条の権利制限を逸脱する複写行為があれば、すみやかに同センターと権利処理を行うべきこと。
このことに関連して、次の質問がセンター側からあった。「ある図書館で同一文献について２００部、３００部といった大量の複写を行い、それを配布していると聞いている。図書館業務の複写としてこのようなことがあるのであれば問題である」。これに対しては、「図書館サービスとしてそのような非常識なことが行われないよう、図書館では著作権の講習を受けた者がチェックを行っている。むしろ研究室や複写業者の複写機の実情と混同している」、と回答した。
著作権法３１条運用に関するガイドラインについては、同センターと合意に至っていないが、これまでＩＬＬについて見解が分かれていた点について、複写権センター側から全く言及がなかった。従来からの論点の変化は、次の２点である。
(1) これまでＩＬＬにおける同一文献の繰り返し複写について、センター側は厳しい

見解を示してきた。しかし今回は「２００部や３００部の非常識な複写」に言及するのみであった。同センターは、大学図書館のＩＬＬ業務における小規模な繰り返し複写よりはむしろ、事務的複写や複写業者による大規模な繰り返し複写に眼を向け換えていた点。

(2) もう一つの従来からの争点であった、著作権法３１条が認めるＩＬＬの複写物の配布は、利用者の直接来館に対してのみという見解を、郵送による複写物の配布についても許容していた点。複写物の配布は、郵送は認めるが有線送信は認めない、という同センターの方針を今回のやり取りで鮮明にした点。

2) 著作権法２３条に規定される有線送信権の権利処理を行わない図書館サービスがあれば、すみやかに同センターと権利処理を行うべきこと。

同センターから、「ＩＬＬにおいてｆａｘあるいは電子的手段に係わる文献の配布の有無」について質問があった。大学図書館は、「ＩＬＬにおける複写物の配布は郵送により行うのが原則であり、例外的事例を除きｆａｘあるいは電子的手段による複写物の配布はない」と回答した。同センターは、「権利処理のないｆａｘあるいは電子的手段による複写物の送付は、明らかに権利者の有線送信権を侵害するものである」と表明した。この件に関して、「大学図書館は学術文化の伝承とその再生産に係わる機関として、学術情報の生産に資する文献の複写および配布を行うことについて、図書館活動のための著作権の権利制限の枠の中にあること」を改めて主張した。

４）ＷＩＰＯ新条約議長案に関する照会

平成８年８月３０日付標記の照会が文化庁文化部著作権課からあり、これについて著作権ワーキング・グループにて回答案を検討した。

照会事項は次の３点である。

1) 文学的及び美術的著作物の保護に係る特定の課題に関する条約草案

2) データベースに係る知的財産に関する条約草案

3) 実演家及びレコード制作者の権利の保護に関する条約草案

本議長案は、１９９１年来「ベルヌ条約議定書専門委員会」で検討が行われてきた結果である。趣旨は、技術の進展や社会の変化に伴い、各国におけるベルヌ条約の解釈等が区々となっている状況が生じてきたため、ベルヌ条約上の措置を望む声が国際的に高まってきたことに対応することである。この条約案は、権利者の権利を整理した側面が強く、その点での評価はできるが、大学図書館等の諸活動のための権利制限については明確化されておらず、この点をＩＦＬＡ等を通じて今後国際的に明らかにしていくことが必要と思われる。とりわけ伝達権として表記されるなかに、わが国における排他的な権利である有線送信権に係わる言及があり、気がかりな点である。このように幾つか気になる点があるが、この条約案全体に対しては特段の意見無しと回答した。著作権の国際的な動きのなかで、権利者の立場に対抗する図書館の立場を主張するものとして、今後ともＩＦＬＡの役割が大きいと思われる。（ＷＩＰＯ新条約議長案は参考資料１）参照。なお、同条約案のオリジナル・テキスト（英文）の必要な方は事務局に申し出てください）

５）国大協における著作権の問題の扱い

平成８年７月以降、日本複写権センターから幾つかの国立大学の事務当局に対して、学内事務において用いる文献の複写について、権利処理を行うよう申し入れがあった。この問題については、大学図書館における場合と同様、個別に大学で対応するのではなく、国立大学協議会として対応することになった。

６）著作権法の改正

平成８年１２月２６日、著作権法の一部改正が公布され、平成９年３月２５日から施行されることになった。改正事項は以下の３点である。（詳細は参考資料４）参照）

1）写真の保護期間の延長について

2）著作隣接権の保護対象の遡及的拡大について

3）民事上の救済規定の整備及び罰金額に上限の引き上げについて

３．図書館における著作権の諸問題

図書館業務に重要な影響を与える著作権法上の諸問題のうち、以下の３点について検討を行った。

１）コイン式複写機等による複写

大学図書館でのコイン式複写機等の設置については、日本複写権センターから１９９３年に示された「複写に関するガイドライン（案)」に表記された以下の４つの条件を満たすことによって、現在多くの大学図書館がサービスを開始し始めている所である。

なお、このガイドラインについては、国公私立大学図書館協議会と日本複写センターによって話し合われているところだが、著作権法３１条（図書館等における複製）に掲げられた著作権の制限について見解を異にする点が多く、全体については合意に至っていない。

「著作権法第３１条に該当しない複写

③　コイン式複写機器等による複写

ただし、次の４条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

(1) 使用するコイン式複写機は、図書館等の管理の下にあるものであること

(2) 利用者は、図書館等に複写の申し込みをしなければならないこと

(3) 図書館等は、この申し込みについて、適法なものか否か厳格な審査を行うこと

(4) 複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか否かを厳格に審査すること」

２）ＩＬＬの複写

今年度の日本複写権センターとの懇談会で、「大学図書館において、権利者の権利が守られているのならば、話し合うことは何もない」という同センターの基本姿勢が示され、「守られていないケース」として問題とされたのは、「過度の繰り返し複写」と「有線送信権」についてであった。

これまでＩＬＬで問題となっていた「繰り返し複写」は、学術雑誌の一論文を特定の大学に属する研究者に対して複写するものであり、「過度の繰り返し複写」には当たらないことが、概ね理解されたと解釈される。また「直接来館」の問題については、今年度の懇談会において、ＩＬＬにおける複写物の郵送による配布につき、再三にわたり言及したが、同センターはｆａｘによる配布は、有線送信権を侵す点のみを主張されただけであった。

このようなことから、本年度の日本複写権センターとの懇談会で、従来から問題となっていたＩＬＬにおける二問題については、概ね終息の方向に向かうと思われる。今後は、この問題の最終的決着を図るために、「複写に関するガイドライン（案)」をどのように取りまとめていくかという問題となる。

３）有線送信権

ＩＬＬ－ＤＤＳ（Inter Library Loan - Document Delivery Service）の展開のために、著作権法２３条で規定されている有線送信権と、大学図書館サービスの関係は今後重要な

論点となろう。有線送信権と大学図書館が係わる点は、以下の２点である。

(1) 複写物の郵送に代わる手段としてｆａｘあるいは電子的手法を用いる場合

(2) 電子化された資料を閲覧する場合

権利者側は、この二つの場合ともに有線送信権の存在を主張しているが、大学図書館としては、(1) と(2) は質的に異なる点を強く主張する必要がある。すなわち、(1) は「複写」の問題であるのに対して、(2) は図書館が保存・蓄積した資料の「閲覧」の問題であり、大学図書館の使命と直接係わる問題、ひいては国民の知る権利と直接係わる問題である。大学図書館としては、(1) については、著作権法の中で図書館活動のための有線送信権の権利制限規定を盛り込むように主張すべきであり、(2) については、大学図書館の義務として有線送信による閲覧を認めるよう主張する必要がある。

４）文献の電子化

大学図書館は、学術文献／情報を保存・継承し、それらの利用により新たな学術文献／情報を生産する人々のために、それらを閲覧に供さねばならないという使命がある。とりわけ、放置しておくと劣化する知的資源を、保存・継承していく重要な役割を担っている。この点は、文献の電子化や電子情報の保存において、著作権の問題を考える際に特に留意しておく必要がある。すなわち、上記の観点から、以下の三つの点は特に大学図書館において認められるべきである。

(1) 大学図書館が、文献の電子化（媒体変換）を行うこと

(2) 大学図書館が、ネットワークをフローする学術的価値を有する電子情報（それが対価を支払ったものであろうとなかろうと）を、アーカイブとして保存・蓄積すること

(3) 大学図書館の利用者が、電子的に蓄積された学術情報を、有線送信を含む電子的手段で閲覧（ディスプレー上の表示）すること

これに対して、電子化情報が閲覧（ディスプレー上の表示）だけではなく、プリントされ、または利用者の電子的媒体にダウンロードされたとき、複写および有線送信に係わる権利処理の問題が発生すると考えられよう。

４．図書館と著作権に関する国際的動向

１）電子環境下の著作権問題に関するＩＦＬＡの動向

ＩＦＬＡは、１９３３年のバルセロナ大会以降、新技術の進展に伴う著作権の問題、特に著作隣接権とコンピュータ・プログラムを始めとする電子時代における著作権に関して調査研究を行うため、それまでの著作権委員会を解散し、改めて著作権顧問制度を導入した。近年の情報の電子化の動きに対して、図書館の立場を堅持しながら、どのような対応を求められているか、著作権顧問を中心として、この数年著作権に係わる国際会議への出席、関係者からの意見聴取、図書館員への啓蒙活動などを行ってきている。その後、これらの活動の成果を基に基本的な考え方をまとめ、１９９６年の北京大会において、「電子環境下における著作権に関する声明」(Position Paper on Copyright in the Electronic Environment)を公に発表した。以後この声明に基づき、電子時代における著作権者と利用者との間の責任ある仲介者としての図書館員の役割を各関係方面に訴え、著作権に係わるすべての関係者に理解を求める活動を行っている。

１．著作権に係わる国際会議への出席

ＩＦＬＡの著作権顧問は、下記に記述したような著作権に関する国際会議に出席し、文化・芸術・科学技術の振興に寄与してきた図書館の立場を鮮明にして、議論を展開しているようであるが、会議では利害関係者の対立が多く、例えば著作権者というよりむしろ出版者側からの経済的理由による、フェアユース（公正利用）概念の放棄、図書館の特権の剥奪等が話題になっている。また、電子時代における著作権の保護期間の延長、データベース等の著作権者の複合化、伝達〈送信）権の創設、複製権の解釈、著作者の排他的権利の制限及び例外規定の見直し等にみられる著作権者の権利の保護が強調され、利用者側としての図書館が厳しい状況に置かれている。今後とも、すべての人が情報へのアクセスを保証されるよう、声を大にして発言し、公益の立場に立つ団体あるいは個人、及び政府機関との連携協力が必要であると、著作権顧問の一人は会議報告のなかで述べている。

・第３回著作権シンポジウム（3rd Copyright Symposium,The Future is Already Here：Publishers and the New Technologies, organized by the International Publishers Association(IPA), in Turin, Italy 23-25 May 1994)

・著作権及び隣接権の将来シンポジウム（The Future of Copyright and Neighbouring Rights, organized by World Intellectual Property Organisation(WIPO),in Paris, 1-3 June 1994)

・世界知的所有権機関のベルヌ条約に係る会議 （ The 4th session of the WIPO Committee of Experts on a Possible Protocol the Berne Convention, held in Geneva)

・世界知的所有権機関の著作権シンポジウム （ WIPO Symposium on Copyright in the Global Information Infrastructure(GII),Mexico City)

２．「電子環境下における著作権に関する声明」について

ＩＦＬＡは、１９９６年８月２５日～３１日、北京で開催された第６２回ＩＦＬＡ大会

の運営・専門委員会（Executive and Professional Boards）で、標記声明を承認した。この声明は、１）の各国際会議、米国のホワイトペーパー（1995 年 9 月）：知的所有権および全米情報基盤、そして欧州委員会グリーンペーパー（1995 年 7 月 19 日）：情報社会における著作権および関連権、などを批判的に検証しながら、図書館の立場を明確にしつつ、ＩＦＬＡの公式声明として公表されたものである。その基調は、情報はすべての人のためにあり、いかなる媒体であっても、情報へのアクセスは保証されなければならないという観点でまとめられている。

以下はその声明の要約である。

１）図書館員は、著作権を遵守しながら、すべての利用者への情報の流れを促進する立場にある。図書館員の電子情報へのアクセスはたいへん重要であり、その役割は保護され、強化されなければならない。

２）著作権は、知的活動を活発にするものであり、情報へのアクセスを妨げるものであってはならない。現行の国内法、ベルヌ条約その他の関連条約において認められている例外規定は、印刷物と同じように電子媒体においても保証されなければならない。この規定を超える複製については、単純な支払の枠組みをつくるべきである。

３）電子媒体の著作物については、図書館利用者は無償で、かつ許可を求めずに、

・私的に、図書館内、あるいは遠隔で著作権のある著作物を読み、聞き、論評できる。

・著作権のある著作物をブラウズできる。

・私的利用、教育利用のため、合理性のある割合で、図書館員による複写利用ができる。

４）図書館員がディジタルによる複製を行ったり、電子ドキュメント・デリバリ・サービスのために、一時的に蓄積することは著作権侵害とはならない。

５）文化的・教育的目的のために、図書館員による電子媒体資料の貸出は、法で制限されるものではない。

６）印刷物と同様に市販されていない電子情報の保存目的のための複製及び保存と保護を目的とした著作権のある資料の電子媒体化を図書館員に認められるべきである。

７）著作権の保護は、著作物の利用を促進し、創造性を促すものであり、情報の流れを抑制するものであってはならない。そのためにも制限することのない情報の流れを可能とする国際協調は重要不可欠なものである。

３．ＷＩＰＯ外交会議におけるＩＦＬＡの活動

１９９６年１２月２日～２０日に開催された現行のベルヌ条約を補完するための新たな著作権に関する条約制定のＷＩＰＯ外交会議において、ＩＦＬＡは、事前に議長から提案された草案３件（１．文学的及び美術的著作物の保護に係る特定の課題に関する条約、２．データベースに係る知的財産に関する条約、３．実演家及びレコード製作者の権利の保護に関する条約）に対する見解をとりまとめ、この外交会議において、各国政府代表に対して、先に発表した声明を基に、強力なロビー活動を展開した。特にベルヌ条約の根幹に深

刻な影響を与える１．の著作権条約について集中的にその活動を行っている。

ＩＦＬＡが主に問題としているのは、次の３点である。（このことについては、ＩＦＬＡは各国の図書館協会あてに政府代表に対する要請依頼状をだしており、日本図書館協会も受けている。）

１）複製権（草案７条）のなかで、排他的な複製権に一過性、及び一時的な複製が含まれる規定への危惧。

２）伝達権（草案１０条）のなかで、これも１）と似たような意味合いで、偶発的あるいは無意識の通信まで排他的な権利が拡大されることへの懸念。

３）技術的手段に関する義務（草案１３条）に、著作権保護システムの解除の禁止条項があり、そのなかで合法的な利用者のアクセスを受容できることの制限事項がないことの問題。

さらに、条約全般に言えることだが、利用者側からの視点が見えず、充分に議論されているとは言い難いとの認識で外交会議に臨んでいるようである。

その結果、会議場の討議により、草案の７条は新条約から削除されることとなり、現ベルヌ条約の９条で電子環境下における複製を認めることと、一部合意書を伴うことで了解され、かつ、一特的な複製に関する記述もなくなった。また、草案９条で広く規定された賃与権についても、商業的貸与権に限定することとして了解を得たことなど、一定の広範な理解を外交会議で得られ、ＩＦＬＡの活動の成果がみられたようである。しかし、２）と３）については、充分な議論がされなかったようである。

ＩＦＬＡは、今回のＷＩＰＯの新条約草案の一部が、著作権者の権利と利用者の責任と権利の保護のバランスをくづすこととなり、暗にこのことは社会の情報収集者
あるいは知識の伝播者としての図書館、文書館、博物館等の役割を否定することにつながりかねないとの認識をもち、知的所有権の利用者としての重要な権利と責任は、電子時代においても保護されなければならないという危機感をもって外交会議に臨んだ結果であると評価している。

なお、参考までにわが国においては、今後新条約の批准および国内法の整備が日程に上ると思われるが、伝達権に関しては、政府はすでに有線送信権として、現行著作権法で規定しているとの見解である。また現在マルチメディアに係わる著作権法改正のための検討を始めていることから、当分の間変化はないものと思われる。しかし、有線送信権の適用除外が制限条項として図書館に認められていないことなど、複写権制限とのバランスを欠く面もあり、今回の条約の合意をきっかけとして、図書館側から文化庁に働きかけるひとつの要因にはなろう。

２）欧川におけるマルチメディア関連著作権法の最近の動向

ａ）欧州の特殊性と著作権の歴史

欧州各国の経済事情と欧州全体の経済共同体の強化という双方の調和がEC委員会における著作権問題の根底にある。1984年、国境を超えて放送の送信ができるようにとのグリー

ンペーパー「国境のないテレビ」(1)を公表して以来、EC 委員会では著作権問題を真剣に討議した。以下、1995 年 7 月「欧州委員会グリーンペーパー」(2)までの間の著作権問題を「著作権分野における EC 委員会の活動／Dreier, Thomas」(3)を参考に概括する。

・1988 年、「著作権と技術革新に関するグリーンペーパー」(4)の公表

「家庭において AV、コンピュータプログラム・データベース等を複写する行為の増加が欧州産業界を脅かす」との認識から産業界寄りの報告を行った。著述家と印刷メディア側では関心を払わなかったが、このペーパーにより著作権問題が EC 共同体に付与されているという認識を与えた。

・1990 年、「グリーンペーパーの補足：著作権と隣接権の分野における委員会の作業プログラム」(5)の公表

権利所有者の立場を強化し、著作権と隣接権に関する既存の法律を調和させることを目的とした。これにより、著作権の重要性を認識させ、単一欧州市場の完成に向かう道を開いたが、法律、政治上の理由で単一著作権の創設には繋がらなかった。理由は以下のとおり。

(A) 著作物が創造されれば、形式的手続きなしで著作権が存在し、特許と商標法以外は出願、審査、登録手続きを集中させる必要はない。

(B) 共同体の目的はＥＣ内の商品の自由な移動を確保することで「権利の消尽(exhaustion)」のルールが確立されていること。(6)

(C) EEC 条約は国内の著作権を含む国内財産権には触れないこと。

・1990 年、上記（グリーンペーパー補足）の方針による閣僚理事会指令

全加盟国に対し、文学的・美術的著作物の保護に関する条約（ベルヌ条約）及び演奏家、レコード制作者及び放送機関の保護に関する条約（ローマ条約）を批准することを提案した。(ベルギー、アイルランドはベルヌ条約パリ法を批准していない、また、ベルギー、オランダ、ギリシャはローマ条約における著作隣接権の保護を採用していない為)

・1991 年、コンピュータプログラムの法的保護に関する指令

1993 年までに EC 各国で実施される指令で、以下の特徴を持ち、その後の世界各国の著作権問題へ影響を与えた。

(A) コンピュータプログラムをベルヌ条約の一般原則に沿って保護する。

(B) 各論的問題（例えばインターフェースの著作物性、プログラム改作の著作権、保護期間、公的貸出を除く権利所有者の承認等）の立法的解決をはかった。

・1992 年、レンタル権に関する指令(7)

(A) VOD (Video On Demand)などを含む、著作権の保護を受けるすべての著作物に排他的レンタル権及び貸与権を設定すること。

(B) ローマ条約の範囲を超える統一的基準で隣接権を調和させる。

・1993 年「衛星及びケーブルに関する指令」(8)

(A) 衛星放送権は当事者の合意により取得されるべき、との原則を確立した。

(B) ケーブル再送信の付与・許諾の権利は集中管理団体を通してのみ行使し得る。

・1993 年「保護期間に関する指令」(9)

ネットワーク上の著作物及びサービスに関する著作権を 70 年、隣接権を 50 年に統一する。

・1993 年「データベースに関する指令」(10)

データベース制作者の実質的投資を保護するため、いかなる形態のデータベースにおいても、適用される著作権法を統一する。

(A) データベースからの抜き取り行為、再利用行為を 15 年間禁止する。

これらの著作権法に関する動きのもと、1995 年 7 月に欧州委員会グリーンペーパーを制定した。↓

ｂ）欧州委員会グリーンペーパー「情報社会における著作権及び隣接権」

今後提出予定の「ネットワーク上の著作権、隣接権と加盟各国の国内法を調和させる指令（仮称)」のための報告で、以下の提案を行っている。

(A) 国際私法では契約の当事者が準拠法（どの国で該当するかの法）を自由に決定できるが、知的所有権法の観点から検討されるべきであり、ネットワークや衛星放送を含め、サービスを発生させた国に準拠法が適用され、そのため欧州共同体内のどの国でも同一の条件で著作権保護がなされるべきこと。

(B) 有体物と異なり、ネットワーク上の著作物やサービスについては、権利の消尽理論は適用されるべきではない。

(C) 私的複製は寛大に扱うべきであるが、ディジタル技術は大規模に私的複製を可能にし、権利者に損害を与えるので、新規概念を検討すべきである。また、著作権使用料は伝達媒体や機器に科すべきであるが、私的複製を制限できる技術がある場合、その制度は成立しない。

(D) 図書館や大学の教育機関等は国民の知的文化的権利を限りなく普及するため存在するのでオンラインによる閲覧も促進する。デジタル送信はレンタル及び貸与権が適用されると解釈するが、立法措置が必要である。従って、図書館等がオンラインで著作物を閲覧させることは、複製物の貸与に当たる。しかし、著作権者、関連権者の利益を害することもあるので、今後両者の調整を検討しなければならない。

(E) オンデマンドによる個別的サービス以外の送信は、放送ととらえる。放送に関しては、著作権者には報酬請求権を、放送者には固定権、その複製権、再放送権等の排他的権利を与えるべきである。

(F) デジタル技術は情報の改変を容易にするので、著作者人格権は強化されるべきである。

(G) マルチメディア著作物の創作には多数のオリジナル著作権者から権利を取得したり手続き費用等がかかるが、それらの手続きや費用が創作の妨げにならないよう、権利の管理を発展させ、集中管理団体等を新しい環境に適用させるべきである。

(H) 放送分野は集中管理団体の管理が原則で、コンピュータプログラムは著作権者の直

接的管理が原則であり、完全ディジタル化時代は私的複製の監視が可能であり、報酬請求権を一般化する必要はなく、また、強制的使用許諾の導入には反対である。

(I) 情報社会が権利保有者に不利に働かないように、保護対象物の出所情報等自動的管理システムの制度が国際的レベルで導入されることを望む。

以上がグリーンペーパーの要旨であるが、基本的には各利害関係者の調整を今後の検討としている。

(注)

(1)：通信衛星とケーブルによる放送のための共同市場の設立に関するグリーンペーパー (Doc. COM(84) 300 final, of June 140 1984)

(2)：欧州委員会グリーンペーパー(1995.7.19)「情報社会における著作権および関連権／山本隆司訳」著作権情報センター, 1995.10.

(3)：著作権分野におけるEC委員会の活動／Thomas Dreier. 特許管埋.Vol.41,No.11,1991.

(4)：Green Paper on copyright and the challenge of technology：problems in copy right calling for immediate action, COM(88) 72 final, 17 June 1988.

(5)：Follow-up to the Green Paper：Working programme of the Commission in the field of copyright and neighbouring rights, COM(90) 584 final, 17 January 1991.

(6)：著作権者が加盟国で最初に販売を承諾したことで、権利者は頒布権を使い果たし、頒布権者は共同体のいかなる場所でも再販売できること。ただし、複製権や翻案権のような他の権利は消尽できない。また、提供されるサービス（放送、レンタル、リース）のすべては個別的に許諾され、消尽できない。

(7)：Council Directive of 19 November 1992, OJL 346/61.

(8)：Council Directive of 27 September 1993, OJL 248/15.

(9)：Council Directive of 29 October 1993, OJL 290/9.

(10)：Initial proposal；COM(92) 24 final, 13 May 1992. OJX 156/4,23 June 1992. Modufied proposal；COM(93) 464 final, October 1993, OJC 308/1,15 November 1993.

５．結論

著作権法、および著作権に係わる条約において、大学図書館の使命と機能が十分果たすことが出来るように、法および条約の整備において配慮を願うよう、関係方面に要望する必要があろう。

また権利者団体に対しては、大学図書館がもつ使命を十分に理解していただくように、その役割と機能についての広報を行っていくことが必要であろう。

１）著作権法

大学図書館の立場から著作権法に求めるべき事項について、具体的に主張していく必要があろう。とりわけ、大学図書館の設置目的である学術文献／情報の収集・保存・閲覧に係わる活動に抵触する著作権について、その権利制限を現行著作権法に規定するべく、文化庁に要望することは重要な点である。その具体的事項は、次の２点である。

(1) 有線送信権に対して、図書館活動のために権利制限規定を盛り込むこと

(2) 学術文献・学術情報の保存・閲覧は著作権と相反しないこと

1) 有線送信権の制限

今後の国民生活に不可欠となるネットワークの特代に、大学図書館等の利用者は、オンラインによる学術情報の転送複製を求めることで、学術文化の再生産に寄与することになろう。

一方、わが国著作権法では、ネットワーク時代に対応した措置として、有線送信権の規定を設け、権利者保護を明確にしたことは、世界的に先端を行く措置として評価できる。しかしながら、学術文化の継承と再生産を目的とする大学図書館等の活動を、商用として行われるデータ転送等と同列に扱うことは、著作権法第３１条の規定にあるように同法の趣旨ではないことは明らかである。すなわち、大学図書館の活動のために有線送信権を制限する規定がないことは、ネットワーク時代において、わが国学術文化の発展を著しく阻害する要因となる。

2) 学術文献／情報の保存・閲覧

図書館が資料を保存するために複写を行うことについて、現行著作権法は第３１条で認めている。また図書館が収集した資料を閲覧することは、同法第１条でいう「文化的所産の公正な利用」の最むプリミティブな形である．このために図書館は閲覧室を設け、利用者の用に供している。

２）権利処理

日本複写権センターに対しては、次の２点につき粘り強く主張していく必要がある。

1) 大学図書館は、文献／情報の最終消費者に対してサービスを行っているのではなく、学術文献／情報の著作者となる利用者にサービスを行っていること

2) 大学図書館は、将来における文献／情報の閲覧を保証するために資料を保存・蓄積しているのであり、図書館における資料の媒体変換や複製は、複写配布を目的としたものだけではないこと

６．平成８年度著作権特別委員会ワーキング・グループの活動

１）特別委員会の活動経過

(1) 文化庁文化部著作権課から著作権法改正事項案に関する照会に対して、ワーキンググループが作成した方針案に基づき、平成８年６月　　日から７月１０日まで特別委員館のあいだで文書による意見調整を行った。

(2) 文化庁文化部著作権課からＷＩＰＯ新条約案に関する照会に対して、ワーキンググループが作成した方針案に基づき、平成８年９月１９日から９月２５日まで特別委員館のあいだで文書による意見調整を行った。

２）著作権ワーキンググループの活動経過

第９回　平成８年６月　５日（水）

文化庁文化部著作権課から著作権法改正事項案に関する照会に対して、回答案を審議した。

第 10 回　平成８年７月２４日（水）

学術情報課大学図書館係から、国立大学大学図書館の複写実態についての文化庁文化部著作権課からの照会に対する回答について問合わせがあり、回答案を審議した。

第 11 回　平成８年９月１８日（水）

文化庁文化部著作権課からＷＩＰＯ新条約案に関する照会に対して、回答案を審議した。

日本複写権センターとの懇談会　平成８年７月１５日（月）

国公私立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの懇談会が開催され、ワーキング・グループから４名の委員が参加した。

第 12 回　平成８年１２月９日（月）

国立大学図書館協議会秋の理事会報告を行ったほか、コイン式複写機等の設置、ＩＬＬと有線送信権の今後の対応等について検討した。

第 13 回　平成９年３月１２日（水）

資料の電子化と電子情報サービスについて検討したほか、平成８年度活動報告の内容について検討した。

３）著作権特別委員会著作権ワーキンググループ委員名簿

相原　雪乃　　学術情報センター
石井　啓豊　　図書館情報大学
☆伊藤　祐三　　東京大学
今川　敏男　　一橋大学
★福田　博同　　東京工業大学
三池　眞三郎　筑被大学
森高　佳子　　東京大学

山下　洋一　　東京学芸大学

（五十音順）

☆主査　　★副主査

７．参考資料

１）ＷＩＰＯ新条約議長案　平成８年９月

(1) 文学的及び美術的著作物の保護に係る特定の課題に関する条約草案（仮訳）

(2) データベースに係る知的財産に関する条約草案（仮訳）

(3) 実演家及びレコード製作者の権利の保護に関する条約草案（仮訳）

２）著作権審議会第１小委員会審議経過報告について　平成８年９月

３）著作権審議会マルチメディア小委員会「審議経過報告」について　平成９年２月

４）著作権法の一部を改正する法律について

参考資料１）

参考資料　１）

事　務　連　絡
平成８年９月10日

各　位　殿

文化庁文化部著作権課

ＷＩＰＯ新条約議長案の送付について（通知）

平成８年８月30日付けで、取り急ぎ原文（暫定版）を送付しました標記の議長案について、①英文の確定版、②暫定版の正誤表及び③和文（仮訳）が出来上がりましたので、送付致します。

なお、ＡＮＮＥＸについては、ＴＲＩＰＳ協定の第４１条から第６１条と同文ですので、これを御参照ください。

（本件問い合わせ先）
著作権課国際著作権室
渉外企画係（水田、松木）
Tel:03-3581-4211(内線2848)
03-3581-1276(直通)
Fax:03-3591-0305

(1)文学的及び美術的著作物の保護に係る特定の課題に関する条約草案(仮訳)

文学的及び美術的著作物の保護に係る特定の課題に関する条約草案（仮訳）

目　次

前文

＜実体規定＞
第１条　ベルヌ条約との関係

第２条　ベルヌ条約第３条から第６条までの適用

第３条　発行の概念及び場所

第４条　コンピュータ・プログラム

第５条　データの編集物（データベース）

第６条　特定の強制許諾の廃止

第７条　複製権の範囲

第８条　（Ａ案）頒布権及び輸入権
（Ｂ案）頒布権

第９条　商業的貸与権

第10条　伝達権

第11条　写真の著作物の保護期間

第12条　制限及び例外

第13条　技術的手段に関する義務

第14条　権利管理情報に関する義務

第15条　適用の時期的範囲

第16条　権利の執行に関する特別規定

＜管理規定及び最終条項＞

附属書

前　文

締約国は、

文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利の保護を、できる限り効果的かつ統一的に発展させ、及び保持することを希望し、

新たな経済的、社会的、文化的及び技術的発展によって生じた課題の適切な解決策を定めるために、新たな国際的規則を導入し、及び特定の既存の規則の解釈を明確化する必要性を認め、

文学的及び美術的著作物の創造及び利用に対して情報・コミュニケーション技術の発展及び集中化が及ぼす重大な影響を認めて、

次のとおり協定した。

第１条
ベルヌ条約との関係

（１）この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約によって形成された同盟の同盟国である締約国に関する、同条約第２０条の定める特別の取極である。

（２）この条約のいかなる規定も、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に基づいて締約国が相互に負っている既存の義務を免じるものではない。

（３）以下、「ベルヌ条約」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の１９７１年７月２４日のパリ条約をいう。

（４）ベルヌ条約によって形成された同盟の同盟国でない締約国は、ベルヌ条約の第１条から第２１条まで及び同条約の附属書の規定を遵守しなければならない。

第２条
ベルヌ条約第３条から第６条までの適用

締約国は、この条約に規定されている保護に関し、ベルヌ条約第３条から第６条までの規定を適用しなければならない。

第３条
発行の概念及び場所

（１）文学的及び美術的著作物が、当該著作物の複製物が利用可能となるような形で、公衆の構成員が個別に選択した場所及び時刻においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にされたとき、締約国は、ベルヌ条約第３条（３）に明記された条件に基づき、当該著作物が発行されたものとしなければならない。

（２）ベルヌ条約第５条（４）の適用に関し、締約国は、本条（１）に定める著作物が、当該著作物を公衆の構成員に利用可能とするための必要な手はずが整えられた締約国において、発行されたものとみなさなければならない。

第４条
コンピュータ・プログラム

コンピュータ・プログラムは、ベルヌ条約第２条にいう文学的著作物として保護される。その保護は、いかなる形式のコンピュータ・プログラムの表現にも適用される。

第５条
データの編集物（データベース）

素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータ又はその他の資料の編集物は、その形式を問わず、知的創作物として保護される。その保護は、当該データ又はその他の資料自体には及ばず、また、当該編集物に含まれるデータ又は資料について存在する権利を害するものではない。

第６条
特定の強制許諾の廃止

（１）この条約の批准又はこれへの加入後３年以内に、締約国は、著作物の放送に関するベルヌ条約第１１条の２（２）に基づく強制許諾の規定を廃止しなければならない。
（２）この条約の批准又はこれへの加入後３年以内に、締約国は、ベルヌ条約第１３条の規定を適用しないようにしなければならない。

第７条
複製権の範囲

（１）ベルヌ条約第９条（１）により文学的及び美術的著作物の著作者に与えられる、当該著作物の複製を許諾する排他的権利は、恒久的か一時的かを問わず、当該著作物の、あらゆる方法及び形式による直接的及び間接的複製を含むものとする。
（２）一時的複製が著作物を知覚可能にすることを唯一の目的とする場合又は当該複製が瞬間的若しくは付随的な性格である場合については、当該複製が著作者又は法により認められた当該著作物の利用の過程で生じるものであることを条件として、ベルヌ条約第９条（２）の範囲内で、締約国の立法に、複製権を制限する権能が留保される。

第８条
（Ａ案）頒布権及び輸入権

（１）文学的及び美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

（ｉ）販売又はその他の所有権の移転により、その著作物の原作品又は複製物を公衆に利用可能にすること。

（ii）著作者自身により、又は著作者の許諾により、著作物の原作品又は複製物の販売又はその他の所有権の移転が行われた後においても、当該著作物の原作品又は複製物を輸入すること。

（２）著作者自身により、又は著作者の許諾により、締約国の域内において、販売又はその他の方法による所有権の移転が行われた著作物の原作品又は複製物の頒布については、当該締約国は、（１）（ｉ）に定める権利を適用しないものとすることができる。

（３）（１）（ii）に定める輸入権は、当該輸入が、個人の手荷物の一部として、個人的かつ非商業的利用のみを目的として、個人によって行われる場合には、適用されない。

（Ｂ案）頒布権

（１）文学的及び美術的著作物の著作者は、販売又はその他の所有権の移転により、その著作物の原作品又は複製物を公衆に利用可能にすることを許諾する排他的権利を享有する。

（２）著作者自身により、又は著作者の許諾により、販売又はその他の所有権の移転が行われた後における頒布については、締約国は、（１）に定める権利を適用しないものとすることができる。

第９条
商業的貸与権

（１）文学的及び美術的著作物の著作者は、著作者自身による又は著作者の許諾による頒布の後においても、その著作物の原作品又は複製物の商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。

（２）コンピュータ・プログラム、機械での読取が可能な形式のデータ又はその他の資料の編集物及びレコードに収録された音楽の著作物の場合を除いて、その貸与が排他的複製権を著しく侵害するような広範な複製をもたらすものでない場合には、特定の著作物を、（１）の規定の対象から除外することができる。

（３）締約国は、国内の法令により、（１）及び（２）の規定を、建築の著作物又は応用美術の著作物に対しては適用しないことを定めることができる。

第１０条
伝達権

ベルヌ条約第１１条（１）（ii）、第１１条の２（１）（i）、第１１条の３（１）（ii）、第１４条（１）（i）及び第１４条の２（１）に定める権利を害することなく、文学的及び美術的著作物の著作者は、著作物のあらゆる公衆への伝達を許諾する排他的権利を享有する。この中には、公衆の構成員が個別に選択した場所及び時刻においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にすることを含む。

第１１条
写真の著作物の保護期間

写真の著作物に関し、締約国は、ベルヌ条約第７条（１）、第７条（３）、第７条（５）、第７条（６）、第７条（７）及び第７条（８）の規定を適用し、第７条（４）の規定を適用しないものとする。

第１２条
制限及び例外

（１）締約国は、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない一定の特別な場合に限り、国内法により、この条約に基づき文学的及び美術的著作物の著作者に与えられた権利の制限又は例外を定めることができる。
（２）ベルヌ条約の適用に際し、締約国は、いかなる権利の制限又は例外も、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない一定の特別な場合に限定しなければならない。

第１３条
技術的手段に関する義務

（１）保護解除装置の輸入、製造若しくは頒布又はこれらと同様の効果をもたらすあらゆる役務の提供若しくは履行に関し、当該装置又は役務が、権利者又は法律により認められることなく、この条約が定める権利を行使するため又はその過程で使用されることを知っていたか、知ることができる合理的な理由を有している者がこれらを行うことを、締約国は、違法としなければならない。
（２）締約国は、（１）に定める違法な行為に対して、適切かつ効果的な救済措置を定めなければならない。
（３）本条において「保護解除装置」とは、この条約に基づく権利によって包含される行為を防止又は禁止するプロセス、処置、機構又はシステムを回避することを主たる目的又は主たる効果とする、すべての装置、製品並びに装置又は製品に組み込まれた部品を意味する。

第１４条
権利管理情報に関する義務

（１）締約国は、次の行為を故意に行うことを、すべての者について違法としなければならない。
（ｉ）無許諾で電子的権利管理情報を除去又は改変すること
（ii）無許諾で電子的管理情報が除去又は改変された著作物の複製物を、無許諾で、頒布し、頒布のために輸入し、又は公衆に伝達すること
（２）本条において「権利管理情報」とは、著作物、著作物の著作者及び著作物に係るすべての権利者を特定する情報並びにこれらの情報を表示するあらゆる数値やコードであって、著作物の複製物に何らかの項目が付されているもの又は公衆への著作物の伝達に伴って何らかの項目が示されているものをいう。

第１５条
適用の時期的範囲

締約国は、この条約に規定するすべての保護について、ベルヌ条約第１８条の規定を適用しなければならない。

第１６条
権利の執行に関する特別規定

（Ａ案）
（１）権利の行使に関する特別の規定は、この条約の附属書に含まれる。
（２）附属書は、この条約の不可分の一部をなす。

（Ｂ案）
締約国は、１９９４年４月１５日に成立した世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書１Ｃの、不正商品の貿易を含む知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（ＴＲＩＰＳ協定）の第３部第４１条から第６１条までに明記されている権利執行手続が、各国内法において利用可能となるよう担保しなければならない。これは、侵害を防ぐための迅速な救済措置及び更なる侵害を防止するための救済措置を含んだ、この条約の下で規定された諸権利のいかなる侵害行為にも対抗する効果的な措置を許容するためである。この目的のために、締約国は、ＴＲＩＰＳ協定第４１条から第６１条までの規定を準用し適用しなければならない。

(2)データベースに係る知的財産に関する条約草案(仮訳)

データベースに係る知的財産に関する条約草案（仮訳）

目　次

前文

＜実体規定＞

第１条　範囲

第２条　定義

第３条　権利

第４条　権利者

第５条　例外

第６条　保護の受益者

第７条　内国民待遇及び保護の独立

第８条　保護期間

第９条　方式

第10条　技術的手段に関する義務

第11条　適用の時期的範囲

第12条　他の法規との関係

第13条　権利の執行に関する特別規定

＜管理及び最終条項＞

附属書

前　文

締約国は、

データベースの生産、頒布及び貿易を増大させ、及び奨励することを希望し、

データベースが、世界的な情報基盤の発展のために不可欠の要素であり、また、経済的、文化的及び技術的な進歩の促進のための基本的な手段であることを認め、

データベースの製作が、相当の人的、技術的及び経済的な資源の投資を要する一方、そのようなデータベースを複製し、又はこれにアクセスすることが、これを独自に構築する場合に比して著しく低い費用で行えることを認め、

データベースの製作者に、その製作に要した投資を回収することを可能ならしめるための適切な権利を与えることにより、また、できる限り効果的かつ統一的な方法でデータベースの国際的に保護することによって、データベースの保護の新しい方式を確立することを希望し、

この条約のいかなる規定も、知的所有権分野の条約に基づいて締約国が相互に負っている既存の義務を弱めるものではなく、とりわけ、この条約のいかなる規定も、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に基づいて著作者に与えられる権利を害するものではないことを強調して、

次のとおり協定した。

第１条
範囲

（１）締約国は、そのコンテンツの収集、組立、検証、編成又は提示について相当の投資が行われたことを示すすべてのデータベースを、保護しなければならない。

（２）この条約に明記されている法的保護は、データベースが包含された形式や媒体にかかわらず、データベースが公衆に利用可能になっているかどうかにかかわらず、データベースに及ぼされる。

（３）この条約に基づいて与えられる保護は、著作権又は締約国の国内法による他の権利によってデータベース又はそのコンテンツに関して規定されるいかなる保護にもかかわらず、規定されなければならない。

（４）この条約に基づく保護は、データベースの製作、操作又は維持において用いられるすべてのコンピュータ・プログラムを含め、コンピュータ・プログラムとしてのコンピュータ・プログラムの保護には及ばない。

第２条
定義

この条約の適用上、

（ｉ）「データベース」とは、体系的又は組織的に配列された、独立した著作物、データ又はその他の素材の収集物で、電子的な又はその他の手段により、別個にアクセスすることができるものをいう。

（ii）「抽出」とは、データベースのコンテンツの全部又は相当の部分を、何らかの方法又は形式により、恒久的に、又は一時的に移転することをいう。

(iii)「データベースの製作者」とは、データベースの製作に相当の投資を行う統制力及び責任を有する自然人又は法人をいう。
(iv)「相当の投資」とは、データベースのコンテンツの収集、組立、検証、編成又は提示に関する質的又は量的に有意な、あらゆる人的、経済的、技術的又はその他の資源の投資をいう。
(v)データベースのコンテンツとの関連における「相当の部分」とは、当該データベースの価値について質的又は量的な有意性を有する、データベースのあらゆる部分をいい、小部分の累積によるものを含むものとする。
(vi)「利用」とは、何らかの方法により、データベースのコンテンツの全部又は相当の部分を公衆に利用可能にすることをいい、複製物の頒布による場合、商業的貸与による場合、及び公衆の構成員が別個に選択した場所及び時刻において公衆に利用可能にすることも含めたオンライン又はその他の方式での送信による場合を含むものとする。

第3条
権利

(1)この条約に基づき保護される資格を有するデータベースの製作者は、当該データベースのコンテンツの抽出又は利用を、許諾又は禁止する権利を享有する。
(2)締約国の域内において、製作者自身により、若しくは製作者の許諾により、販売され、又はその他の方法によりその所有権が移転されたデータベースのオリジナル又は複製物の頒布については、締約国は、国内法により、(1)に規定する利用権を適用しないことを定めることができる。

第4条
権利者

(1)この条約に規定される権利は、データベースの製作者に享有される。
(2)この条約に規定される権利は、自由に移転できる。

第5条
例外

(1)締約国は、データベースの通常の利用を不当に妨げず、かつ、その権利者の正当な利益を不当に害しない一定の特別な場合に限り、国内法により、この条約に規定する権利の例外又は制限を定めることができる。
(2)政府機関又はその代理機関若しくは雇用者によって製作されたデータベースに与えられる保護については、締約国の法令の定めるところによる。

第６条
保護の受益者

（１）各締約国は、この条約の規定に従い、締約国の国民であるデータベースの製作者を保護しなければならない。
（２）（１）の規定は、会社、企業及びその他の法人であって、締約国の法律に基づき設立されたもの又は締約国内にその登記された事務所、本部又は主たる事業所を持つものにも、同様に適用される。但し、そのような会社、企業又はその他の法人が、締約国の域内にただ一つの登記された事務所を有している場合には、その運営が、締約国の経済に現に結び付いていなければならない。

第７条
内国民待遇及び保護の独立

（１）データベースの製作者は、この条約に規定される保護に関し、当該製作者が国民である締約国以外の締約国において、この条約が特に与える権利に加え、これらの国の法令が自国民に現在与えており又は将来与える権利を享有するものとする。
（２）データベースの製作者が国民である締約国における当該データベースの保護は、当該締約国の法令の定めるところによる。
（３）この条約に基づく権利の享有及び行使は、データベースの製作者が国民である締約国における保護の存在にかかわらない。この条約の規定によるもののほか、保護の範囲並びに救済の方法及び範囲は、専ら保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。
（４）締約国の国民ではないが、締約国内に常居所を有するデータベースの製作者は、この条約の適用上、締約国の国民と同様に扱われるものとする。

第８条
保護期間

（１）この条約に規定される権利は、データベースが第１条（１）の要件を満たした時に発生し、データベースが最初に第１条（１）の要件を満たした翌年の１月１日から少なくとも
（Ａ案）２５年間
（Ｂ案）１５年間
存続する。
（２）（１）に規定される期間が満了する前に、何らかの方法で公衆に利用可能にされたデータベースについては、保護期間は、データベースが最初に公衆に利用可能にされた翌年の１月１日から少なくとも
（選択肢Ａ）２５年間
（選択肢Ｂ）１５年間
存続する。

（３）継続的な追加、削除、検証、組織若しくは提示に係る改変又はその他の修正の累積の結果生ずる相当の変更を含め、データベースに対して、質的又は量的に見て相当の変更が行われた場合には、そのような投資により変更されたデータベースに独自の保護期間を与えるものとする。

第９条
方式

この条約に規定される権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行も要しない。

第１０条
技術的手段に関する義務

（１）保護解除装置の輸入、製造若しくは頒布又はこれらと同様の効果をもたらすあらゆる役務の提供若しくは履行に関し、当該装置又は役務が、権利者又は法律により認められることなく、この条約が定める権利を行使するため又はその過程で使用されることを知っていたか、知ることができる合理的な理由を有している者がこれらを行うことを、締約国は、違法としなければならない。
（２）締約国は、（１）に定める違法な行為に対して、適切かつ効果的な救済措置を定めなければならない。
（３）本条において「保護解除装置」とは、この条約に基づく権利によって包含される行為を防止又は禁止するプロセス、処置、機構又はシステムを回避することを主たる目的又は主たる効果とする、すべての装置、製品並びに装置又は製品に組み込まれた部品を意味する。

第１１条
適用の時期的範囲

（１）締約国は、各締約国においてこの条約が効力を生じる日に第１条（１）の要件を満たしているデータベースについても、この条約に従って保護を認めなければならない。その保護期間は、第８条の規定に従って決定されなければならない。
（２）（１）に規定される権利は、各締約国においてこの条約が効力を生じる前に終了したいかなる行為や、取得したいかなる権利をも、害するものであってはならない。
（３）締約国は、各締約国においてこの条約が効力を生ずる日前に適法に作成されたデータベースの複製物について、公衆に頒布することができる条件を規定することができる。ただし、そのような規定は、その日から２年を超える期間の頒布を認めるものであってはならない。

第１２条
他の条約との関係

この条約に基づく保護は、著作権、著作権に関連する権利、特許、商標、意匠権、独占禁止又は競争、営業秘密、データ保護及びプライバシー、公文書へのアクセス並びに契約法に関する法律を含め、データベース又はそのコンテンツに関するその他のいかなる権利又は義務も、免れさせるものではない。

第１３条
権利の執行に関する特別規定

（Ａ案）
（１）権利の行使に関する特別の規定は、この条約の附属書に含まれる。
（２）附属書は、この条約の不可分の一部をなす。

（Ｂ案）
締約国は、１９９４年４月１５日に成立した世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書１Ｃの、不正商品の貿易を含む知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（ＴＲＩＰＳ協定）の第３部第４１条から第６１条までに明記されている権利執行手続が、各国内法において利用可能となるよう担保しなければならない。これは、侵害を防ぐための迅速な救済措置及び更なる侵害を防止するための救済措置を含んだ、この条約の下で規定された諸権利のいかなる侵害行為にも対抗する効果的な措置を許容するためである。この目的のために、締約国は、ＴＲＩＰＳ協定第４１条から第６１条までの規定を準用し適用しなければならない。

(3)実演家及びレコード製作者の権利の保護に関する条約草案(仮訳)

実演家及びレコード製作者の権利の保護に関する条約草案（仮訳）

目　次

前文
第１章　一般規定
　第１条　他の条約との関係
　第２条　定義
　第３条　この条約に基づく保護の受益者
　第４条　内国民待遇

第２章　実演家の権利
　第５条　実演家の人格権
　第６条　固定されていない実演に関する実演家の経済的権利
　第７条　複製権
　第８条　改変権
　第９条　（Ｅ案　頒布権及び輸入権）
　　（Ｆ案　頒布権）
　第10条　商業的貸与権
　第11条　固定された実演を利用可能にする権利
　第12条　放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権
　第13条　制限及び例外

第３章　レコード製作者の権利
　第14条　複製権
　第15条　改変権
　第16条　（Ａ案　頒布権及び輸入権）
　　（Ｂ案　頒布権）
　第17条　商業的貸与権
　第18条　レコードを利用可能にする権利
　第19条　放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権
　第20条　制限及び例外

第４章　共通規定
　第21条　保護期間
　第22条　技術的手段に関する義務
　第23条　権利管理情報に関する義務
　第24条　方式及び保護の独立
　第25条　留保
　第26条　適用の時期的範囲
　第27条　権利の執行に関する特別規定

＜第５章　管理規定及び最終条項＞

附属書

前　文

締約国は、

実演家及びレコード製作者の権利の保護を、できる限り効果的かつ統一的に発展させ、保持することを希望し、

経済的、社会的、文化的及び技術的発展によって生じた課題の適切な解決策を定めるために、新たな国際的規則を導入する必要性を認め、

実演及びレコードの生産及び利用に対して情報・コミュニケーション技術の発展及び集中化が及ぼす重大な影響を認めて、

次のとおり協定した。

第１章　一般規定

第１条
他の条約との関係

（１）この条約のいかなる規定も、１９６１年１０月２６日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下、「ローマ条約」という。）に基づいて締約国が相互に負っている既存の義務を免じるものではない。

（２）この条約のいかなる規定も、文学的及び美術的著作物の保護のための他の条約に基づいて締約国が相互に負っている既存の義務を免じるものではない。とりわけ、この条約のいかなる規定も、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に基づいて著作者に与えられた権利を害するものではない。

第２条
定義

この条約の適用上、

（ａ）「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家及び舞踊家並びに文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承の表現を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し、演奏し、演出し、又はその他の方法によって実演するその他の者をいう。

（ｂ）「レコード」とは、実演の音若しくはその他の音の固定物又は音の表現の固定物をいう。視聴覚固定物、音及び影像の表現並びにこれらの音の部分は、レコードではない。

（ｃ）「固定物」とは、

（Ａ案）音

（Ｂ案）音又は影像

の収録物又はその表現物で、適切な装置を通じてこれらが知覚され、再生され又は伝達され得るものをいう。

（ｄ）「レコード製作者」とは、実演の音若しくはその他の音又は音の表現を最初に固定した自然人又は法人をいう。

（ｅ）固定された実演又はレコードの「発行」とは、権利者の同意を得、かつ、相当な数量の複製物が公衆に提供される形で、
（ｉ）実演の固定物又はレコードの複製物を公衆に提供すること、又は
（ii）実演の固定物又はレコードを、公衆の構成員が個別に選択した場所及び時刻においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にすることをいう。
（ｆ）レコードの「商業的貸与」とは、報酬を受けて、限られた期間レコードの複製物の占有の移転を行うこという。
（ｇ）「放送」とは、音若しくは影像及び音又はこれらの表現を公衆に受信させるための無線による送信をいう。衛星によるそのような送信も「放送」である。放送機関又はその同意を得た者により暗号解除の手段が公衆に提供されている場合は、衛星による暗号化された信号の送信も「放送」である。
（ｈ）実演又はレコードの「公衆への伝達」とは、放送以外のあらゆる媒体により、実演の
（Ａ案）音
（Ｂ案）影像若しくは音
又はレコードに固定された音若しくは音の表現を公衆に送信することをいう。第１２条及び第１９条の適用上、「公衆への伝達」は、レコードに固定された音又は音の表現を公衆に聴取可能にすることを含む。

第３条
この条約に基づく保護の受益者

（１）締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者に対して、この条約に規定される保護を与えなければならない。
（２）「他の締約国の国民」とは、この条約のすべての締約国がローマ条約の締約国であったとしたならば、同条約に規定される保護の適格性の基準を満たすであろう実演家又はレコード製作者と理解するものとする。締約国は、これらの適格性の基準に関し、この条約の第２条の定義を適用しなければならない。
（３）ローマ条約第５条（３）の規定に基づく可能性、又は同条約第５条の適用に関する第１７条の規定に基づく可能性を利用しようとする締約国は、世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ)事務局長に、これらの規定に基づく通告をしなければならない。

第４条
内国民待遇

（１）各締約国は、この条約の規定する保護に関して、その国民に与えている扱いを、第３条（２）に規定する他の締約国の国民に与えなければならない。
（２）（１）の規定による待遇は、この条約において特に保障された保護並びに特に規定された制限及び例外に従うものとする。

第２章　実演家の権利

第５条
実演家の人格権

（１）実演家は、その財産的権利とは別個に、また、この権利が移転された後においても、当該実演の実演家と認められる権利及びその実演の変更、切除若しくはその他の改変又はその実演に係るその他の侵害で、自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して、異議を申し立てる権利を
（Ａ案）音楽の実演に関して有する
（Ｂ案）有する
（２）前項に基づいて実演家に認められる権利は、当該実演家の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される。もっとも、この条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、（１）の規定に基づいて認められる権利のすべてについて著作者の死後における保護を確保することを定めていない締約国は、それらの権利のうち一部の権利が著作者の死後は存続しないことを定める権能を有する。
（３）この条において認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。

第６条
固定されていない実演に関する実演家の経済的権利

実演家は、次のことを
（Ａ案）音楽の実演に関して許諾する
（Ｂ案）許諾する
排他的権利を享有する。
（ｉ）既に放送された実演を除き、固定されていない実演を放送し、又は公衆に伝達すること
（ii）固定されていない実演を固定すること

第７条
複製権

（１）実演家は、恒久的か一時的かを問わず、
（Ａ案）レコードに固定された音楽の実演の
（Ｂ案）何らかの媒体に固定された実演の
あらゆる方法及び形式による直接的又は間接的複製を許諾する排他的権利を享有する。
（２）第１３条（２）の規定に従い、一時的複製が固定された実演を知覚可能にすることを唯一の目的とする場合又は当該複製が瞬間的又は付随的な性格である場合については、当該複製が実演家又は法により認められた当該固定された実演の利用の過程で生じるものであることを条件として、締約国の立法に、複製権を制限する権能が留保される。

第８条
改変権

実演家は、
（Ａ案）レコードに固定された音楽の実演を
（Ｂ案）何らかの媒体に固定された実演を
改変することを許諾する排他的権利を享有する。

第９条
（Ｅ案）頒布権及び輸入権

（１）実演家は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
（ｉ）販売又はその他の所有権の移転により、
（Ａ案）レコードに固定された音楽の実演
（Ｂ案）何らかの媒体に固定された実演
の原作品又は複製物を公衆に利用可能にすること。
（ii）実演家自身により、又は実演家の許諾により、
（Ａ案）レコードに固定された音楽の実演
（Ｂ案）何らかの媒体に固定された実演
の原作品又は複製物の販売又はその他の所有権の移転が行われた後においても、当該原作品又は複製物を輸入すること。
（２）実演家自身により、又は実演家の許諾により、締約国の域内において、販売又はその他の方法による所有権の移転が行われた固定された実演の固定物の原作品又は複製物の頒布については、当該締約国は、（１）（ｉ）に定める権利を適用しないものとすることができる。
（３）（１）（ii）に定める輸入権は、当該輸入が、個人の手荷物の一部として、個人的かつ非商業的利用のみを目的として、個人によって行われる場合には、適用されない。

（Ｆ案）頒布権

（１）実演家は、販売又はその他の所有権の移転により、
（Ａ案）レコードに固定された音楽の実演
（Ｂ案）何らかの媒体に固定された実演
の原作品又は複製物を公衆に利用可能にすることを許諾する排他的な権利を享有する。
（２）実演家自身により、又は実演家の許諾により、販売又はその他の所有権の移転が行われた後における実演の固定物の原作品又は複製物の頒布については、締約国は、（１）に定める権利を適用しないものとすることができる。

第１０条
商業的貸与権

（１）実演家は、実演家自身による又は実演家の許諾による頒布の後においても、
（Ａ案）レコードに固定された音楽の実演
（Ｂ案）何らかの媒体に固定された実演
の原作品又は複製物の商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。
（２）（１）の規定にかかわらず、締約国は、１９９４年４月１５日においてレコードの貸与に関し実演家に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、この条約の効力発生から３年間当該制度を維持することができる。

第１１条
固定された実演を利用可能にする権利

実演家は、
（Ａ案）レコードに固定された音楽の実演
（Ｂ案）何らかの媒体に固定された実演
を、公衆の構成員が個別に選択した場所及び時刻においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にする排他的権利を享有する。

第１２条
放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

（１）実演家は、商業目的のために発行されたレコード又はその複製物の放送又は公衆への伝達のための直接的又は間接的使用について、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。
（２）単一の衡平な報酬が、実演家から、レコード製作者から、又は双方から利用者に請求されるかは、締約国の国内法に留保される。締約国は、実演家とレコード製作者の合意がない場合には、国内法により、実演家及びレコード製作者に単一の衡平な報酬を分配すべきその条件を設定することができる。国内法もなく、実演家とレコード製作者の間の合意もない場合には、実演家とレコード製作者は、両者の間で単一の衡平な報酬を等分しなければならない。
（３）締約国は、（４）に従い、ＷＩＰＯ事務局長に寄託する通告において、（１）の規定を、特定の利用のみに適用すること、他の方法により適用を制限すること、又はこれらの規定をまったく適用しないことを宣言することができる。この可能性を利用するにあたり、締約国は、ローマ条約第１６条１（ａ）（ⅳ）の規定を準用することができる。
（４）（３）の規定は、料金を支払う契約者のみが受信可能な、有線又は無線による放送又は伝達については適用されない。

第１３条
制限及び例外

（１）締約国は、実演家の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に関して国内法に定める制限及び例外と同一の種類の制限及び例外を、国内法により定めることができる。
（２）締約国は、この条約に規定された権利のいかなる制限又は例外も、実演の通常の利用を妨げず、かつ、実演家の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定しなければならない。

第３章　レコード製作者の権利

第１４条
複製権

（１）レコード製作者は、恒久的か一時的かを問わず、レコードのあらゆる方法及び形式による直接的又は間接的複製を許諾する排他的権利を享有する。
（２）２０条２項の規定に従い、一時的複製がレコードを聴取可能にすることを唯一の目的とする場合又は当該複製が瞬間的又は付随的な性格である場合については、当該複製がレコード製作者又は法により認められた当該レコードの利用の過程で生じるものであることを条件として、締約国の立法に、複製権を制限する権能が留保される。

第１５条
改変権

レコード製作者は、レコードを改変することを許諾する排他的権利を享有する。

第１６条
（Ａ案）頒布権及び輸入権

（１）レコード製作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
　（ｉ）販売又はその他の所有権の移転により、レコードの原作品又は複製物を公衆に利用可能にすること。
　（ii）レコード製作者自身により、又はレコード製作者の許諾により、レコードの原作品又は複製物の販売又はその他の所有権の移転が行われた後においても、当該原作品又は複製物を輸入すること。
（２）レコード製作者自身により、又はレコード製作者の許諾により、締約国の域内において、販売又はその他の方法による所有権の移転が行われたレコードの原作品又は複製物の頒布については、当該締約国は、（１）（ｉ）に定める権利を適用しないものとすることができる。
（３）（１）（ii）に定める輸入権は、当該輸入が、個人の手荷物の一部として、個人的かつ非商業的利用のみを目的として、個人によって行われる場合には、適用されない。

（Ｂ案）頒布権

（１）レコード製作者は、販売又はその他の所有権の移転により、レコードの原作品又は複製物を公衆に利用可能にすることを許諾する排他的権利を享有する。
（２）レコード製作者自身により、又はレコード製作者の許諾により、販売又はその他の所有権の移転が行われた後におけるレコードの原作品又は複製物の頒布については、締約国は、（１）に定める権利を適用しないものとすることができる。

第１７条
商業的貸与権

（１）レコード製作者は、レコード製作者自身による又はレコード製作者の許諾による頒布の後においても、レコードの原作品又は複製物の商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。
（２）（１）の規定にかかわらず、締約国は、１９９４年４月１５日において、レコードの貸与に関しレコード製作者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、この条約の効力発生から３年間当該制度を維持することができる。

第１８条
レコードを利用可能にする権利

レコード製作者は、レコードを、公衆が個別に選択した場所及び時刻においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にする排他的権利を享有する。

第１９条
放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

（１）レコード製作者は、商業目的のために発行されたレコード又はその複製物の放送又は公衆への伝達のための直接的又は間接的使用について、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。
（２）単一の衡平な報酬が、実演家から、レコード製作者から、又は双方から利用者に請求されるかは、締約国の国内法に留保される。締約国は、実演家とレコード製作者の合意がない場合には、国内法により、実演家及びレコード製作者に単一の衡平な報酬を分配すべきその条件を設定することができる。国内法もなく、実演家とレコード製作者の間の合意もない場合には、実演家とレコード製作者は、両者の間で単一の衡平な報酬を等分しなければならない。
（３）締約国は、（４）に従い、ＷＩＰＯ事務局長に寄託する通告において、（１）の規定を、特定の利用のみに適用すること、他の方法により適用を制限すること、又はこれらの規定をまったく適用しないことを宣言することができる。この可能性を利用するにあたり、締約国は、ローマ条約第１６条１（ａ）（ⅳ）の規定を準用することができる。

（４）（３）の規定は、料金を支払う契約者のみが受信可能な、有線又は無線による放送又は伝達については適用されない。

第２０条
制限及び例外

（１）締約国は、レコード製作者の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に関して国内法に定める制限と同一の種類の制限及び例外を、国内法により定めることができる。
（２）締約国は、この条約に規定された権利のいかなる制限又は例外も、レコードの通常の利用を妨げず、かつ、レコード製作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定しなければならない。

第４章　共通規定

第２１条
保護期間

（１）この条約により実演家に認められる保護期間は、
（Ａ案）レコードに固定された音楽の実演
（Ｂ案）何らかの媒体に固定された実演
が発行された年の終わりから、また、固定された実演が発行されなかった場合には、実演が行われた年の終わりから、少なくとも５０年間とする。
（２）この条約によりレコード製作者に認められる保護期間は、レコードが発行された年の終わりから、また、レコードが発行されなかった場合には、固定が行われた年の終わりから、少なくとも５０年間とする。

第２２条
技術的手段に関する義務

（１）保護解除装置の輸入、製造若しくは頒布又はこれらと同様の効果をもたらすあらゆる役務の提供若しくは履行に関し、当該装置又は役務が、権利者又は法律により認められることなく、この条約が定める権利を行使するため又はその過程で使用されることを知っていたか、知ることができる合理的な理由を有している者がこれらを行うことを、締約国は、違法としなければならない。
（２）締約国は、（１）に定める違法な行為に対して、適切かつ効果的な救済措置を定めなければならない。
（３）本条において「保護解除装置」とは、この条約に基づく権利によって包含される行為を防止又は禁止するプロセス、処置、機構又はシステムを回避することを主たる目的又は主たる効果とする、すべての装置、製品並びに装置又は製品に組み込まれた部品を意味する。

第２３条
権利管理情報に関する義務

（１）締約国は、次の行為を故意に行うことを、すべての者について違法としなければならない。
（ｉ）無許諾で電子的権利管理情報を除去又は改変すること
（ii）無許諾で電子的管理情報が除去又は改変された著作物の複製物を、無許諾で、頒布し、頒布のために輸入し、又は公衆に伝達すること
（２）本条において「権利管理情報」とは、実演家、レコード製作者、レコード及び実演又はレコードに係るすべての権利者を特定する情報並びにこれらの情報を表示するあらゆる数値やコードであって、実演又はレコードの複製物に何らかの項目が付されているもの又は公衆への実演又はレコードの伝達に伴って何らかの項目が示されているものをいう。

第２４条
方式及び保護の独立

（１）この条約に規定された権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。
（２）その享有及び行使は、実演又はレコードの本国における保護の存在にかかわらない。

第２５条
留保

（Ｃ案）
（１）この条約の締約国となる国は、ＷＩＰＯ事務局長に寄託する通告において、次の規定の適用に関して宣言をすることができる。
（ｉ）第２条（ｃ）及び第２条（ｈ）を音にのみ適用すること
（ii）第５条（１）及び第６条を音にのみ適用すること
（iii）第７条、第８条、第９条（１）、第１０条、第１１条及び第２１条（１）をレコードに固定された音楽の実演にのみ適用すること

（Ｄ案）
（このような規定なし）

（２）第１２条（３）、第１９条（３）及び本条（１）に基づくもの以外は、この条約に関してはいかなる留保も認められない。

第２６条
適用の時期的範囲

（１）締約国は、当該各締約国についてこの条約が効力を生じる日以前に行われた実演及び固定されたレコードについても、この条約の規定を適用しなければならない。保護期間は、第２１条の規定に従って決定されなければならない。

（２）（１）に規定される保護は、各締約国においてこの条約が効力を生じる以前に終了したいかなる行為や、取得したいかなる権利をも害するものであってはならない。

（３）締約国は、各締約国においてこの条約が効力を生ずる日以前に適法に作成された実演の固定物及びレコードの複製物について、一定の期間に限り、公衆へ頒布又は貸与することができる条件を規定することができる。

第２７条
権利の執行に関する特別規定

（Ａ案）

（１）権利の行使に関する特別の規定は、この条約の附属書に含まれる。

（２）附属書は、この条約の不可分の一部をなす。

（Ｂ案）

締約国は、１９９４年４月１５日に成立した世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書１Ｃの、不正商品の貿易を含む知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（ＴＲＩＰＳ協定）の第３部第４１条から第６１条までに明記されている権利執行手続が、各国内法において利用可能となるよう担保しなければならない。これは、侵害を防ぐための迅速な救済措置及び更なる侵害を防止するための救済措置を含んだ、この条約の下で規定された諸権利のいかなる侵害行為にも対抗する効果的な措置を許容するためである。この目的のために、締約国は、ＴＲＩＰＳ協定第４１条から第６１条までの規定を準用し適用しなければならない。

参考資料２）

写

参考資料　２）

平成８年９月

各　位

文化庁文化部著作権課長
板東　久美子

著作権審議会第１小委員会審議経過報告について

標記の著作権審議会第１小委員会においては、本年４月より著作権法改正検討事項について審議が行われ、５月には関係団体各位に対し書面による意見聴取を行ったところですが、この後、同審議会では、関係団体の各位からいただいたご意見を踏まえ、精力的に審議を行い、この度、著作権審議会第１小委員会審議経過報告として９月２０日の著作権審議会総会に報告致しましたので、同審議経過報告をお届けいたします。

関係団体各位からは、各改正検討事項について有益なご意見を賜り、この場を借りて感謝の意を表明する次第です。誠にありがとうございました。

文化庁といたしましては、本審議経過報告を踏まえ、著作権法の改正作業に着手ししかるべく改正法案を国会に提出することとなりますが、今後も、ＷＩＰＯの新条約や社会情勢の変化等に対応し、適時適切に著作権制度の充実を図っていく必要があると考えている次第です。

関係団体各位には、今後とも一層のご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

（本件連絡先）
文化庁文化部著作権課
担　当：法規係　濱口、南、伊藤
ＴＥＬ：０３－３５８１－４２１１（内線2775）
０３－３５８１－１２７６（直　　通）
ＦＡＸ：０３－３５９１－０３０５

著作権審議会第１小委員会審議経過報告

平成８年９月２０日

著作権審議会第１小委員会は、本年４月以来、当面の著作権法改正事項として、①著作隣接権の遡及的保護の拡大、②執行・罰則規定の整備、③写真の保護期間の見直し、④著作権の保護期間の延長、⑤録音物の再生演奏（附則第１４条の廃止）という５項目について審議を行い、約２００団体に対して書面での意見を求め、検討を進めた。

その結果、それぞれの課題について、次のように取り扱うのが適当であると考えられる。

１．著作隣接権の遡及的保護の拡大について

平成６年に締結された世界貿易機関（ＷＴＯ）を設立するマラケシュ協定の附属書１Ｃ「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（「ＴＲＩＰＳ協定」）においては、ＷＴＯ加盟国による実演家及びレコード製作者の権利の保護について定められ、その保護期間は少なくとも５０年とされるとともに、その第１４条第６項ただし書に「ベルヌ条約第１８条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。」と規定され、これまでの実演家等保護条約やレコード保護条約と異なり、条約加入前に作成されたレコードに関する実演家等の権利についても、遡及的保護を図ることが義務付けられている。

この遡及の原則の適用については、「各国は、自国に関し、この原則の適用に関する方法を定める。」というベルヌ条約第１８条第３項の規定が、遡及の範囲（年数を含む）についても各国に大きな裁量の余地を与えていると国際的に解されていたことから、同協定の交渉過程において、各国がその事情に基づき合理的な遡及の程度を定めることを認める趣旨で、ベルヌ条約第１８条の規定が準用されたという経緯がある。

このため、我が国としては、同協定の締結に伴う平成６年１２月の著作権法等の一部改正において、保護を受ける実演、レコード及び放送の範囲にＷＴＯ加盟国に係るものを含めるとともに、ＷＴＯ加盟国に係る実演家等の権利の遡及的保護については、著作隣接権制度が我が国に導入された年、すなわち現行著作権法施行日（昭和４６年１月１日）まで保護を遡及することとした。

しかしながら、平成８年１月１日までに先進諸国が同協定に基づく国内法の整備を進めた結果、最終的にこれらの国では、５０年前の実演等にまで遡って保護することを選択したものが大勢を占めることとなり、これらの国は、我が国に対しても同様に５０年

このページ落丁

ることができるようにすることが適当である。

なお、今回採ろうとする措置は、内外の実演等に関する保護のバランスを確保する必要性から生じた極めて例外的な措置であり、今後の前例としてとらえるべきものではないということについて十分に留意しておく必要がある。

（その他）

昭和４５年以前のもので、実演家及びレコード製作者の許諾を得ることなく、本年１月１日から今回検討されている著作権法の改正までの間に複製され、ストックされている複製物（商業用レコード）を法改正後に頒布する行為を規制すべきとの見解があるが、現行著作権法においては、映画の著作物以外には頒布権が付与されておらず、また、第１１３条において頒布が規制されている「著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物」に該当しない以上、今回の法改正後においてもその頒布（貸与権が及ぶ場合を除く。）は規制されるべきではない。

法改正により既に適法に複製された物の頒布をも禁止することは、複製物に対する法的安定性を害するものであり、現在の制度を維持することが適当であると考えられる。

Ⅱ．執行・罰則規定の整備について

本小委員会が平成６年４月２５日に取りまとめた「当面の検討課題」においては、権利保護の実効性の確保及び他の知的所有権法制との整合性等の観点から、執行や罰則に関する規定等に関し具体的な検討を行う必要があるとされたところであり、これを受けて、平成６年７月に本小委員会に専門部会を設置して検討を進め、平成７年３月に専門部会としての中間報告書を公表した。

同中間報告書においては、①今後、著作権に関する法的紛争も多様かつ複雑になることが想定され、紛争の円滑な解決及び紛争の未然の抑止のため、損害立証書類提出命令に係る規定を導入することが適切である、②罰金刑については、現行額に改定して約１０年が経過しており、工業所有権制度における罰金刑との均衡を欠いているところから、著作権法における罰金刑の金額の上限をしかるべき額に引き上げることが適切であるという２つの改正の方向性が示されている。

これらの点については、関係団体においても早期の実現を求める意見が大多数であり、著作権保護の実効性を図る観点から、早急に法律改正を行うことが必要であると考えられる。

（損害立証書類提出命令規定の導入）

著作権法においては、侵害行為があった場合に、損害額の立証が必ずしも容易でないことから、侵害する者がその侵害行為により利益を得ているときは、その利益の額は、当該著作権者等が受けた損害の額と推定する旨の規定（第１１４条第１項）や当該著作権等の行使につき通常受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる旨の規定（同条第２項）が設けられており、特許法等にも同様の規定が設けられている。

これらに加えて、他の知的所有権法制をみると、特許法第１０５条、実用新案法第３０条、意匠法第４１条、商標法第３９条において、「裁判所は、‥‥当事者の申立により、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる」旨の規定が整備されており、昭和６０年に制定された半導体集積回路の回路配置に関する法律や平成５年に全面改正された不正競争防止法にも同様の規定が盛り込まれている。

このような規定を新たに設けることは、現行の第１１４条の規定とも相まって、紛争の円滑な解決に資するものと期待できるところであり、純粋に逸失利益の損害賠償を請求するような場合にも効果があるものと期待できる。

いわゆるマルチメディアに象徴される情報化の進展等に伴って、著作権に関する法的紛争も今後多様かつ複雑なものとなることが予想されるところであり、紛争の円滑な解決のためにも、紛争の未然の抑止のためにも、特許法等と同様の規定を著作権法に整備することとするのが適切である。

（罰金額の引上げ）

現行法では、著作権侵害の場合の科刑は、「３年以下の懲役又は１００万円以下の罰金」となっており、特許権侵害や商標権侵害の場合の「５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金」、実用新案権侵害や意匠権侵害の場合の「３年以下の懲役又は３００万円以下の罰金」と比較して均衡を欠いていると考えられる。

著作権侵害の場合と特許権侵害の場合との間において、刑罰で担保すべき保護法益に軽重があるとは考えられないため、著作権侵害の場合も特許法等との均衡も踏まえて然るべき額に引き上げることが適切である。

（その他）

なお、これら以外に、専門部会の議論においては、懲役刑の引上げや法人重課規定の導入などについても検討が行われたが、結論を得るまでには至っていない。

また、関係団体からの意見においても、現行法第１１４条第２項における損害賠償請

求額である「通常受けるべき額」についてこれを倍額以上に相当する額とすべきとの意見等も見られた。

このような事項については、民事及び刑事法制全体の見地から、また、他の知的所有権法制との均衡の観点等から、更なる検討が必要であると考えられる。

Ⅲ．写真の保護期間の見直しについて

著作権の保護期間は、現行法上、原則として著作者の死後５０年を経過するまでの間と定められている。しかし、写真の著作物の場合は、特例的に、公表後５０年（未公表のままであれば、創作後５０年）と定められている（法第５５条）。

これは、写真の著作物の場合は、著作者名の表示を欠く場合が多いため著作者の特定が困難であることや、国際条約においても一般の著作物とは異なり写真の保護期間を短く定めていること等の事情を考慮して定められたものである。

しかし、近年、写真の著作物の保護期間を他の著作物と同様に死後５０年以上とすることが先進諸国の大勢となってきている状況にあり、ＷＩＰＯ（世界知的所有権機関）新条約の検討事項の一つとして写真の保護期間が取り上げられており、これを著作者の死後５０年とする方向で検討が進められている。

また、科学技術の進展に伴う著作物の多様化の中で、写真の著作物だけを他の著作物と区別する理由は乏しくなってきているということができる。

この問題については、既に平成４年３月に公表された本小委員会の審議のまとめにおいても、写真の著作物の保護期間を死後５０年に延長することが適当であるが、それに関連し、権利者団体において著作者名の表示方法の整備等のルール作りに努めることも重要であるとされたところである。このため、日本写真家協会を中心として、関係団体との協議、広報資料の発行等の取組が行われてきたところであるが、その結果、同協会が実施した調査による雑誌の氏名表示率が９割以上になっていること等に現れているように、氏名表示のルールも相当整備されてきたと評価することができる。

以上のように、写真の保護期間の問題については、上記のような国際的動向及び氏名表示ルールの整備の状況も踏まえ、写真の著作物の保護期間を一般の著作物と異なる形で規定している著作権法第５５条を削除し、写真の著作物の著作権の存続期間をその著作物の公表後５０年から、著作者の死後５０年に改めるのが適切であると考えられる。

なお、写真の保護期間について検討する場合には、映画の著作物の保護期間との関係にも配慮する必要があるが、映画の著作物は、監督、撮影者等多数の著作者が関与することから団体名義の著作物と同様の取扱いとされているところであり、映画の保護期間

の取扱いについては、今後、著作物全体の保護期間の取扱いを論ずる中で検討されるべき問題であると考えられる。

Ⅳ．著作権の保護期間の延長について

我が国は、昭和４５年の現行法制定以来、著作権に関する基本的な条約であるベルヌ条約の規定に則り、著作権の原則的保護期間を著作者の死後５０年までとしている。

しかし、近年における国際的動向をみると、ヨーロッパ諸国では、１９９３年１０月のＥＣディレクティブの採択を受けて、各国において著作権の保護期間を７０年間に延長しつつあるところであり、米国においても、１９９５年２月に保護期間を７０年間に延長するための著作権法改正案が議会に提出されている状況である。

このような国際的状況を踏まえ、権利者団体からは著作権の保護期間を７０年にすべきであるとの要望が出されている。

今回寄せられた関係団体からの意見においては、賛成意見のほか、諸外国の動向を更に見極めるべきであるとする意見、権利者団体による著作物の権利情報の整備と著作物の集中管理を一層推進するなど著作物の公正な利用のための方途の検討を求める意見、プログラムの著作物等も含む全ての著作物について一律に７０年に延長するのではなく、個別に検討すべきであるとする意見などが出されている。

保護期間の延長の問題は、欧米諸国の保護期間延長の動向を踏まえると、我が国としても積極的に取り組んでいく必要があると考えられる重要な課題である。また、先進諸国の大半が延長を行ってから後発的に取り組むということではなく、国際社会における我が国の積極的な取組姿勢を示していくことに留意する必要がある。

この問題については、今後も、保護期間の延長の意義、影響を更に具体的に検討する必要があると考えられるところであり、国際的動向に留意するとともに、関係者の理解の進展を図りつつ、法律改正について引き続き検討を進めていくべきものと考えられる。

Ⅴ．録音物の再生演奏（附則第１４条の廃止）について

音楽の著作物の演奏には原則として演奏権が働くことになっているが、レコード等録音物の再生による演奏については、法附則第１４条の規定により、放送又は有線送信に該当するもの及び音楽喫茶、ダンスホール等の事業以外においては、営利事業におけるものであっても自由に行い得ることになっている。

この法附則第１４条の規定は、昭和４５年の著作権法の全面改正の際に、旧著作権法において録音物の再生による演奏が自由に行えることになっていたのを改めることにより生ずる社会的影響に配慮して、「当分の間」の経過措置として定められたものである。

しかしながら、現行法制定以来、既に２０数年が経過しており、平成４年３月に本小委員会が公表した審議の取りまとめにおいては、「（社）日本音楽著作権協会を中心として、音楽の著作権関係者による、①利用者の理解を深めるための広報活動の充実とともに、②廃止後の演奏権処理に関する円滑な許諾及び使用料徴収システムの構築等」の条件整備を進め、その進捗状況に応じ、具体的な立法措置について判断を行うことが適当であるとされ、これを受け、（社）日本音楽著作権協会において、①全国環境衛生同業組合をはじめとする利用者団体に対し、附則第１４条廃止の必要性及び廃止後の演奏権管理について、機会あるごとに理解を求めるとともに、②円滑な使用許諾及び使用料徴収のシステム構築の一環として、管理体制の充実（支部の増設、職員の増員）を行ってきたところである。

今回の関係団体からの意見においては、利用者の団体の中にも改正に理解を示すものが増えてきつつあるものの、附則第１４条の廃止に向けた具体的な使用料徴収システムの構築などの体制整備が不十分であるといった指摘があった。

附則第１４条の立法趣旨に立ち返ってみれば、先にも述べたとおり、本条はあくまで「当分の間」の経過的な措置として規定されたものであり、決して録音物の利用者に対する半永久的な既得権を付与したものではない。この点については、次第に利用者団体においても、将来的に廃止されるべき事項であるとの理解は深まってきているものと思われるが、本条については、現行法制定時から、条件が整い次第いずれは廃止さるべきことが予定されていることを関係者は今一度銘記しておくことが必要である。

しかしながら、現時点においては、附則第１４条の廃止により影響を受ける利用者団体の理解は未だ十分とはいえないため、今後とも（社）日本音楽著作権協会を中心として、附則第１４条の廃止に向けての更なる広報活動に積極的に取り組んでいくことが必要である。加えて、附則第１４条の廃止のためには、廃止した場合の権利処理の在り方について青写真を示し、円滑な権利処理ルールの整備に向けて具体的に取り組んでいくことが必要である。また、利用者においても、権利者団体が進めている取組を理解し協力していくことが肝要であろう。

附則第１４条の廃止の問題については、上記の諸点を踏まえつつ、できるだけ早期に法律改正を行う方向で、今後も、積極的に検討を進めていくべきものと考えられる。

<著作物の保護期間が著作者の死後５０年を上回る期間とされている国の例>

著作者の死後９９年	コートジボアール
著作者の死後８０年	コロンビア、ギニア、パナマ
著作者の死後７５年	メキシコ
著作者の死後７０年	アイルランド、イギリス、イスラエル、イタリア、オーストリア、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、フィンランド、フランス（音楽の著作物のみ）、ベルギー
著作者の死後６０年	ブラジル

<主要国における写真の保護期間>

アメリカ、フランス	（区分なし）	死後５０年
イギリス、スイス	（区分なし）	死後７０年
オーストリア	①芸術写真 ②単なる写真	死後７０年 公表後３０年
カナダ	（区分なし）	制作後５０年
スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド	①美術的・学術的写真 ②単なる写真	死後７０年 制作後５０年
ドイツ	①写真の著作物 ②単なる写真 ③記録写真	死後７０年 発行後２５年 発行後５０年
ＷＩＰＯ新条約（案）	（区分なし）	死後５０年

参考資料３）

写

参考資料　３）

平成９年２月

各　位

文化庁文化部著作権課長
板東　久美子

著作権審議会マルチメディア小委員会「審議経過報告」について

標記の著作権審議会マルチメディア小委員会においては、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応するために、平成４年から検討が行われておりますが、同審議会では、平成７年２月に公表された同小委員会ワーキング・グループの「検討経過報告」に対して関係団体等から寄せられた御意見や、昨年１２月に採択されたＷＩＰＯ新条約の内容を踏まえながら当面対応すべき事項について検討を行った結果、この度、「審議経過報告」を２月２４日の著作権審議会総会に報告し、公表致しましたので、お届け致します。

文化庁と致しましては、本審議会の報告を踏まえ、制度改正のための準備を進めてまいりたいと考えておりますが、今後とも、上記の「検討経過報告」、ＷＩＰＯの新条約等を踏まえ、適時適切に著作権制度の充実を図っていく必要があると考えております。

関係団体各位には、今後とも一層の御協力のほど、お願い申し上げます。

（本件連絡先）
文化庁文化部著作権課国際著作権室
担　当：水田、篠村
ＴＥＬ：０３－３５８１－４２１１（内線2848）
　　０３－３５８１－１２７６（直　通）
ＦＡＸ：０３－３５９１－０３０５

国図協
9.3.5
第8-65号

著作権審議会マルチメディア小委員会審議経過報告

平成９年２月２４日

１．審議の経緯

著作権審議会マルチメディア小委員会は、平成４年の設置以来、デジタル化・ネットワーク化の進展によって生じた諸課題について鋭意審議検討を進め、平成５年１１月には権利処理の問題を中心とした「第一次報告書」を公表した。その後、権利そのものの在り方等に関する諸課題について、ワーキング・グループを設置して検討を進め、平成７年２月に、このワーキング・グループの「検討経過報告」を公表した。この「検討経過報告」は、確定的な結論を出すものではなく、諸課題についての論点の整理、対応例の提示、ワーキング・グループでの意見の概要等を取りまとめたものである。この「検討経過報告」については、内外の約３００の関係団体等に意見を求め、そのうち７４の団体等から意見の提出があったが、その内容については、平成７年８月のマルチメディア小委員会に報告された。

マルチメディア小委員会は、これらを踏まえ、法改正を行うべき課題の特定等を行う予定であったが、ＷＩＰＯ（世界知的所有権機関）における新条約策定の作業日程が急に早められたことから、国際的動向の趨勢を見極めるために、一時審議を中断していた。その後、平成８年９月に至り、ＷＩＰＯ新条約の草案が公表され、国際的な枠組みの方向がある程度定まったことから、同年１０月に審議を再開し、早急に対応すべき課題について集中的に検討を行うこととした。さらに、同年１２月に開かれた外交会議において「ＷＩＰＯ著作権条約」「ＷＩＰＯ実演・レコード条約」が採択されており、その内容を踏まえながら検討を行った。

以下は、このような審議の経過報告であるが、平成８年１０月以降の検討は、早急に対応すべき課題に絞って行ったものであり、上記の「検討経過報告」に取り上げられたその他の課題及び今回更に検討すべきとされた課題については、今後とも順次審議を行い、議論の熟したものから逐次「審議経過報告」を公表していく予定である。

２．当面対応が必要な事項

(1) 実演家・レコード製作者について「リクエストを受けて行う送信」に係る権利を創設すること

インターネットなどによる、個々の情報の受け手からのリクエストを受けて行う送信に係る実演家・レコード製作者の権利については、我が国の著作権法は、生実演等の場合を除けば、権利が及ばないこととされている。この点は、「検討経過報告」でも検討すべき課題として取り上げられており、許諾権を与える案、報酬請求権を与える案、デジタル方式の送信のみを対象とする案などが示されていた。

この問題について、昨年１２月に採択された「ＷＩＰＯ実演・レコード条約」は、リクエストを受けて行う送信行為そのものについては実演家・レコード製作者に権利を付与せず、その前段階である「公衆に提示される状態に置く」行為、すなわちネットワークへの接続行為について、許諾権を与える規定を設けている。これは、個々の送信行為については著作者の許諾権との競合を避けるという観点から、ネットワークに接続する行為をとらえて権利を認め、送信による利用に関して実演家・レコード製作者の利益を確保することとしたものである。

「検討経過報告」でも指摘されているように、我が国においても、リクエストを受けて行う音楽送信サービス等が普及しつつあるため、ＷＩＰＯの新条約によって定まった国際的な考え方に従い、実演家及びレコード製作者について、このような権利を著作権法に規定することが適切であると考えられる。

(2) 著作物の送信に「公衆に提示される状態に置くこと」を含めること

リクエストを受けて行う送信に係る著作者の権利については、我が国は、世界に先駆けて昭和６１年に著作権法の整備を行っており、インターネットなどを用いたこのような形態の送信について著作者の権利を明確に法定している国は、現在でも我が国と英国のみである。このような著作物の利用方法が普及してきたことから、我が国や英国と同様の法制を国際的な枠組みとして新たに規定する必要性が叫ばれ、昨年１２月に採択された「ＷＩＰＯ著作権条約」では、「公衆への伝達権」という名称で、このような形態の送信に関する著作者の権利が規定され

るに至っている。

しかし、我が国の著作権法が権利の対象としている行為が「送信行為」そのものに限られているのに対して、上記の条約の規定は、「伝達」の概念にその前段階の「公衆に提示される状態に置くこと」も含めており、より広い行為をその対象としている。

「公衆に提示される状態に置くこと」は、通常はサーバーへの複製と同時に行われるため、一般的には複製権で対応することも可能ではある。しかし、例えば、適法な複製物が著作権者に無断で新たな複製を伴わずにインターネットにつながれてしまい、まだこれに誰もアクセスしていないような場合は、有線送信権侵害自体が発生していないので損害賠償請求権は生じない（予防請求権による差し止めは可能）ため、このような状況に対応するためには、「公衆に提示される状態に置くこと」を権利の対象とすることに意義があると考えられる。

このため、上記の条約の考え方に従い、我が国の著作権法における「送信」の概念にも、「公衆に提示される状態に置くこと」を含めることが必要である。

(3) コンピュータ・プログラムの有線送信について、同一構内におけるものにも権利が及ぶこととすること

著作権法における「有線送信」の定義は、「同一構内」のみにおいて行われるものを除いているため、同一構内で公衆に対して行われる有線電気通信の送信については、著作者の権利は及ばないこととされている。このことについては、いわゆるＬＡＮ(Local Area Network) の発達・普及に伴い、特にコンピュータ・プログラムの利用について問題視されており、上記の「検討経過報告」でも、「同一構内における公衆への送信も有線送信に含めるようにする」という対応案が提示されていた。

有線放送やＬＡＮ等によるリクエストを受けて行う送信を用いた、同一構内での著作物の利用については、現在拡大と多様化が進みつつあるため、同一構内における公衆への送信全体を有線送信に含め権利を及ぼすことは、これに伴って必要となる種々の権利制限規定の在り方とも併せて、利用実態の変化を踏まえた慎重な検討を続けることが必要であると思われる。しかし一方、コンピュータ・プログラムをＬＡＮ等を用いて同一構内で送信することは、１つのコンピュータ・プログラムを複数のコンピュータにおいて使用することを可能とし、見過ごしにできない不利益を著作者に与えつつあると考えられる。

このため、当面は、プログラムの著作物を送信する場合に限り、同一構内にお

ける有線での公衆への送信を有線送信に含め、権利を及ぼすこととすることが適切であると考えられる。

(4) 無線による「放送」・「リクエストを受けて行う送信」に関する規定を整理すること

著作権法第２条は、有線による公衆への送信全体を「有線送信」とし、その中で同時受信型の送信を「有線放送」とすることにより、「有線送信」に利用者のリクエストを受けて行う送信が含まれることを明らかにしている。

一方、無線による公衆への送信については、著作権法では「放送」という用語だけが用いられており、有線による公衆への送信の場合と異なる構成となっている。このことは、リクエストを受けて行う送信を含む「有線送信」という概念を導入する法改正を行った昭和６１年の時点で、無線によるこのような形態の送信の実態が存在しなかったことによるものであるが、今日では、部分的に無線による送信を用いたリクエストを受けて行う送信が行われつつあり、無線の場合についても、早急に規定の整理を行うことが必要であると考えられる。

なお、この場合、「ＷＩＰＯ著作権条約」がリクエストを受けて行う送信について有線と無線を区別していないことや、有線と無線が混在した送信形態が増加することが予想されることから、リクエストを受けて行う送信の部分については、概念上有線と無線の区別を行わないことが適切であると思われる。

(5) コピー・プロテクション解除装置への対処について早急に検討を進めること

現在、ゲームソフトの多くには、無断複製・無断複製物の使用を防止するための措置が施されている。また、デジタル録音機器については、一定の複製を制限するシステムが施されており、今後、デジタル録画の分野についても、複製を制限するシステムが登場することが予想されている。一方、このようなプロテクションを解除するための様々な装置が市販されているが、この「コピー・プロテクション解除装置」を用いれば、通常技術的に外すことが困難なコピー・プロテクションを外し、簡単に複製物の作成等を行うことができることから、権利者に経済的損害を与えていることが指摘されている。

しかし、現行著作権法には、コピー・プロテクション解除装置に関する規定が存しないため、このような状況について有効に対処する何らかの制度上の措置が必要であるとの意見が、「検討経過報告」に対しても多く寄せられている。本小

委員会においても、ゲームソフトの場合のように、機器使用者による権利者の利益を著しく害する複製等が行われる状況を誘因する放置しがたい行為があることについては、意見が一致した。

コピー・プロテクションは、今後も、インターネット等により著作物等が送信される場合も含め、権利者の権利保護・管理のための手段として、広範に用いられることが予想されることから、コピー・プロテクションについて著作権制度上適切な位置づけを検討することは重要な課題であると考えられる。「ＷＩＰＯ著作権条約」「ＷＩＰＯ実演・レコード条約」においても、コピー・プロテクション等の技術的権利保護手段の回避について適切な法的保護及び効果的な法的救済を定めるべきことを規定している。

その一方、コピー・プロテクションは、様々な技術を用い様々な方式で施されることが予想されるものであり、このため、コピー・プロテクション解除装置についても、多様な形態が生じうることから、対象となるコピー・プロテクションやその解除装置の範囲を慎重に検討する必要がある。また、このような装置を使用して行う複製を第３０条等の権利制限規定で認められる複製の範囲外と考えるか、装置の製造・販売等を行う業者の責任をどのように考えるかについても、装置の提供・使用の実態を踏まえ、更に議論を尽くす必要がある。

したがって、コピー・プロテクション解除装置への対処については、デジタル化の進展の中で著作権等の保護、更には権利管理への技術の活用の重要性が増大することを考慮するとともに、国際的な検討の動向や技術の動向に配慮しつつ、早急に結論を得るよう、引き続き広い視点に立った検討を行う必要がある。

参考資料４）

参考資料　４）

写

事　務　連　絡
平成９年２月２６日

関係団体　各位

文化庁文化部著作権課

著作権法の一部を改正する法律について（事務連絡）

著作権制度の改善充実に日頃からご協力いただき，ありがとうございます。

さて，このたび，著作権法の一部を改正する法律（以下，「改正法」という。）が，さきの第１３９回国会において，平成８年12月12日に衆議院にて，また，同月17日に参議院にて，それぞれ可決され，同月26日に平成８年法律第１１７号として公布されました。

改正法は，公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされておりますが，本日，その施行期日を平成９年３月25日と政令が公布されました。

この改正は，著作権審議会第１小委員会審議経過報告（平成８年９月20日）を踏まえ，著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し，現行著作権法施行前の実演，レコード及び放送のうち，50年前までの我が国及びＷＴＯ加盟国に係るものについて，著作隣接権による保護を与えることとするとともに，写真の著作物の保護期間を他の著作物と同様の「著作者の死後50年まで」に延長すること等の改正を行ったものであります。

その詳細については，下記のとおりですので，お知らせします。

記

1　写真の保護期間の延長について

写真の著作物の保護期間に係る特例を廃止し，その保護期間を，これまで「写真の著作物の公表後50年（創作後50年以内に公表されなかったときは創作後50年）まで」としていたのを他の著作物と同様の「著作者の死後50年まで」とすることとしたこと。

(1)　写真の著作物の保護期間に係る特例を規定している著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第55条を削除することとしたこと。

（第55条関係）

(2)　著作物の保護期間を「著作者の死後50年まで」としている第51条等の規定については，改正後の著作権法（以下，「新法」という。）の施行の際現に著作権が存する写真の著作物について適用し，他方，同法の施行前に著作権が消滅している写真の著作物の保護期間については，なお従前の例によることとし，その保護が新法の施行日において復活することはないこととしたこと。

（改正法附則第２項関係）

（注）　なお，旧著作権法（明治32年法律第39号。以下、単に「旧著作権法」という。）では，写真の著作物の保護期間について，「公表後10年（後に13年に延長）まで」とされていたため，昭和31（1956）年以前に公表されたこれらの写真の著作物については，現行著作権法の施行日（昭和46（1971）年１月１日）において，その保護期間が既に満了しており，改正法によりその取扱いが変更されるものではないこと。

(3)　また，新法の施行前に創作された写真の著作物の著作権の存続期間について，改正前の著作権法（以下，「旧法」という。）による保護期間の満了する日が新法の保護期間の満了する日よりも後に到来する場合には，新法にかかわらず，旧法による保護期間が満了する日までの間としたこと。

（改正法附則第３項関係）

（注）　したがって，新法の施行前に創作され，旧法第55条に規定する保護期

間により保護されている写真の著作物のうち，例えば，著作者の死後に公表されたものの保護期間は，従前どおり「著作物の公表後50年（創作後50年以内に公表されなかったときは創作後50年）まで」であること。

2　著作隣接権の保護対象の遡及的拡大について

(1) 保護対象について

現行著作権法の施行日（昭和46年１月１日）より前の実演，レコード及び放送についても，著作隣接権に関する規定を適用し，保護対象とすることとしたこと。

旧法の原始附則第２条第３項では，著作権法の施行前に行われた実演，レコード及び放送については，著作隣接権に関する規定を適用しないとされていた。

今回，これを削除することにより，新法の施行日の属する年から50年前に当たる年（新法が平成９（1997）年に施行されることとなったため，具体には，昭和22（1947）年）の１月１日以降の我が国及びＷＴＯ加盟国に係る実演，レコード及び放送について，著作隣接権による保護が与えられることとなった。

（注）　このことは，著作隣接権による保護を過去にさかのぼらせるものではなく，これらの実演等について，新法の施行後に著作隣接権により保護するというものであり，著作権法の施行前の実演等に関する新法の施行前の法律関係及び事実関係に影響を及ぼすものではないこと。

したがって，今回の改正は，我が国及びＷＴＯ加盟国に係るレコード（その音が最初に固定されたのが昭和45（1970）年以前のものに限る）について，新法の施行後にその複製物を作成するにあたっては，当該レコードに係る著作隣接権者の許諾を得る必要が生ずるというものであること。ただし，新法の施行前に既に作成されている複製物の頒布にあっては，この限りでないこと。

（附則第２条関係）

(2) 旧著作権法において著作権により保護されていた演奏歌唱及び録音物の保護期間の取扱いについて

旧著作権法において著作権により保護されていた演奏歌唱及び録音物の著作隣接権による保護期間については，従来，旧著作権法による保護期間のうち現

行著作権法の施行日である昭和46（1971）年1月1日における残存期間とされていたが，今回，この取扱いを改め，著作隣接権の保護期間を定める新法第101条の規定を適用し「実演等の後50年間まで」とすることを原則としつつ，旧法による保護期間の満了する日が新法第101条の規定による保護期間の満了する日よりも後に到来する場合には，旧法による保護期間としたこと。（なお，これらの演奏歌唱及び録音物の保護期間の終期については，従前どおり，最長でも平成32（2020）年末までとしたこと。）

（注）　旧著作権法の著作権の保護期間によって保護されていたため新法の施行前に権利が消滅している演奏歌唱及び録音物のうち，著作隣接権の保護期間（実演等の後50年間）によることとすれば新法の施行日において保護が満了していないこととなるものについては，例外的な措置ではあるが，内外のバランスを図るため，新法の施行日において著作隣接権による保護が復活する場合がありうることとしたこと。

新法が平成9（1997）年に施行されることとなったため，具体には，昭和41（1966）年以前に死亡した実演家等の演奏歌唱に係る権利や同年以前に発行・興行された団体著作物の録音物に係る権利が復活の対象になりうること。

［例えば，昭和35（1960）年に死亡した実演家が昭和25（1950）年に行った演奏歌唱については，旧法では平成2（1990）年末でその保護が満了していたが，改正法により新法の施行日から平成12（2000）年末までの間，著作隣接権による保護が復活することとなること。］

（附則第15条関係）

3　民事上の救済規定の整備及び罰金額の上限の引上げについて

(1) 民事上の救済規定の整備について

著作権，出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において，当事者の申立てにより，裁判所が，当事者に対し，当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができることとしたこと。ただし，その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは，この限りでないこととしたこと。

（第114条の2関係）

(2) 罰金額の上限の引上げについて

罰金額の上限をこれまでの「１００万円以下」から「３００万円以下」に，「30万円以下」を「１００万円以下」に，「10万円以下」を「30万円以下」に各々引き上げることとしたこと。

（第１１９条から第１２２条まで関係）

4　その他関係規定の整備を行ったこと。